

## 第29回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成21年7月6日(月曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	消防長	加藤隆久	会計課長	上谷正俊
	総務課長	坪内頼男	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	税務課長	保井正文
	住民課長	木村佳都男	福祉課長	内山導男
	健康課長	新庄孝	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	廣瀬秋好	地籍調査課長	茅原武
	建設課長	野村正明	水道課長	野村久雄
	下水道課長	寺本康二	生涯学習課長	福本美昭
	クリーンセンター 所長	谷口行雄	教育委員会 総務課長	福井泉
	教育委員会 教育推進課長	岡本正	上月支所長	達見一夫
	南光支所長	春名満	三日月支所長	田村章憲
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日 程 第 1 . 会議録署名議員の指名  
日 程 第 2 . 会期決定の件  
日 程 第 3 . 議案第 65 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日 程 第 4 . 議案第 66 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日 程 第 5 . 発議第 2 号 佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定について撤回の件  
日 程 第 6 . 発議第 3 号 佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日 程 第 7 . 請願第 2 号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について（委員長報告）  
追加日程第 1 . 選挙第 1 号 佐用町議会議長の選挙の件  
追加日程第 2 . 選挙第 2 号 佐用町議会副議長の選挙の件
- 

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 29 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にご苦労さまでございます。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、補正予算 2 件、条例改正 1 件、請願 1 件でございます。

何とぞ、議員各位におかれましては、ご精励を賜り、これら案件につき慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結果が得られますようお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵道典章君） おはようございます。早朝からご苦労様です。

新聞等でも報道されておりますように、昨日、兵庫県知事の選挙、投票日、投票が終わりました。佐用町におきましては、投票率が 63.92 パーセントということで、前回より、わずかでありませけれども、コンマ 4 ほどですね、上回ることができました。皆さん方、大変お世話になりましたけれども、そういう結果で、投票も無事終わりましたことを、ご報告申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

今日は、前回、臨時交付金についてのですね、一応、皆さん方にご説明をさせていただいておりますけれども、その案件を議案として提案させていただいておりますので、ご審議いただきまして、どうぞ適切妥当な結論いただきますように、よろしくようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 29 回佐用町議会臨時会を開会いたします。

なお、今期臨時会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

また、本日、8 名の方から申し込みがございました。大変ご苦労様でございます。傍聴

者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただきますようお願いを申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。

8 番、井上洋文君。9 番、敏森正勝君。以上、両君にお願いいたします

---

#### 日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2 に入ります。

会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期は、本日 7 月 6 日の 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

---

議長（西岡 正君） 行政報告を行います。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2 点につきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、最初の職員の募集についてでございます。

平成 22 年 4 月採用に職員募集につきましては、今年度末の定年退職者 11 名、勸奨退職者 2 名の 13 名の退職者があり、定員適正化計画等に基づき、正規職員採用を一般行政職 2 名、消防職 1 名、保育士 1 名の 4 名を採用予定として募集をいたしております。受付期間は 7 月 1 日から 8 月 5 日までで、第 1 次試験は 9 月 20 日、佐用町コミュニティー防災センターで行います。

次に、臨時的任用職員の夏季一時金についてご報告をいたします。

夏季一時金につきましては、5 月の異例の人事院勧告の趣旨を受け止め、先般、議員の皆さんと特別職、また、正規職員を 0.2 カ月凍結減額させていただきましたが、あわせて臨時的任用職員についても 0.1 カ月凍結することをご報告をいたしました。臨時的任用職員で構成された組合と合意形成ができませんでしたので、今回は減額しないことにさせていただきます。今後 8 月の人事院の勧告をもって、その内容を再検討の上、手続き等を整備し、直近の支給時に調整することといたしましたので、ご了解いただきたいと思います。

以上、行政報告といたします。

議長（西岡 正君） 行政報告は終わりました。

---

日程第 3 . 議案第 65 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について

日程第 4 . 議案第 66 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 3 に入りますが、主に地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連の補正予算案であります日程第 3 ないし日程第 4 については、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

では、議案第 65 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について、議案第 66 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 65 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算第 2 号及び議案第 66 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号につきまして順次提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は主に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金の対象事業並びに緊急雇用就業機会創出基金事業に係る予算を計上をさせていただきました。

まず、議案第 65 号、一般会計補正予算第 2 号からご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 11 億 3,174 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 7,657 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金は、農道舗装事業、獣害対策事業、林道修繕事業などの受益者負担金 446 万円を増額をいたしました。

国庫支出金は、防犯灯整備事業、石井地域づくり協議会の拠点整備事業、固定資産税課税資料の統一整備に係る合併推進体制整備費補助金、2,430 万円を。子育て応援特別手当交付金関係の補助金、1,551 万 2,000 円を。地域活性化・経済危機対策臨時交付金を 5 億 7,915 万 7,000 円、公共投資臨時交付金を 8,470 万円、電波遮へい対策事業補助金 4,000 万円や安心・安全な学校づくり交付金 1 億 2,500 万円、学校情報通信技術環境整備事業補

助金 2,937 万 7,000 円を新規計上をいたしました。

県支出金は、電気通信格差是正事業補助金 800 万円と緊急雇用就業機会創出事業補助金 1,265 万 2,000 円を増額計上をいたしました。

繰入金については、今回の補正財源として財政調整基金から 1 億 1,239 万 1,000 円を追加計上を、いたしました。

諸収入は、学校給食センターへの太陽光パネル設置事業に係る、地域新エネルギー等導入促進対策補助金 760 万円と携帯電話等エリア整備事業負担金 120 万円を計上をいたしました。

町債は、学校教育施設等整備事業債 370 万円と合併特例事業債 8,370 万円を計上をいたしました。

次に歳出ですが、総務費では主なものとして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業と公共投資臨時交付金事業として 11 億 452 万円を、合併体制整備事業として 2,639 万 3,000 円など合わせて、11 億 2,071 万 7,000 円を増額をいたしました。

民生費では、障害児保育関係の経費として、112 万 8,000 円を追加計上いたしました。

衛生費では、緊急雇用就業機会創出事業の関係経費、265 万円を追加計上をいたしております。

農林水産業費、商工費、教育費においても、緊急雇用就業機会創出事業関係の経費として、それぞれ 177 万 1,000 円、402 万 3,000 円、146 万円を追加計上をいたしました。

2 ページの第 2 表、地方債補正については、義務教育施設整備事業として 8,740 万円を追加をいたしました。

次に、議案第 66 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について説明をいたします。

今回の補正については、一般会計と同様に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業及び緊急雇用就業機会創出事業関係の経費を計上いたしております。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,902 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 10 億 4,722 万 3,000 円に改めるものでございます。

歳入から説明をいたします。

繰入金は、経済危機対策交付金と緊急雇用創出事業補助金分 3,902 万 2,000 円を一般会計から繰り入れをいたしました。

歳出では、簡易水道事業費において、緊急雇用創出事業関係の経費 132 万 2,000 円と経済危機対策関係の経費 3,770 万円を増額計上をいたしました。

今回の補正関係のそれぞれの事業につきましては、別紙一覧表のとおりでございます。それぞれの交付金、補助金の趣旨に従い出来るだけ早く事業実施をしていきたいと考えております。

十分ご審議いただきまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

両案につきまして、本日即決といたします。

これより議案第 65 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について、質疑に入りますが、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 説明受けたんですけれども、もう一度、ちょっとお願いしたいんですが。

4 ページの子育て応援特別手当交付金、国は、今回、3、4、5歳に対して、3万6,000円ということなんですけれども、町が単独です、経済危機対策臨時交付金の中から、0歳、1歳、3歳ですか、に対しても、3万6,000円ということなんですけれども、これは、どんなですか、この人数は、どのくらいの人数が対象になるのかということが1点とですね、町単でやる場合もですね、国とあわせて、国が平成3年4月2日から平成6年4月2日という、間ということなんですけれども、これは、基準が同じようにやられるのかどうかと。

それと、これは、国は1年限り、ぽっきりの支援なんですけれども、町としてですね、今後、子育てに対して、どのように思われておるか、同じように、国と同並びにですね、この21年度だけやられるのかどうか、その点をお聞きします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 井上議員からのご質問なんですけど、まず、対象人員、人数であります。

さっき、議員がおっしゃいましたように、国の補助対象につきましては、就学前の3年間という、学年別に区切ってありますので、4月1日から4月2日という学年区切りがあるんですが、その国庫補助の対象分が、400人を想定いたしております。

それから、町単でやる分ですね、0歳児から、その3歳児までの町単の分が、約500人という想定で、これにつきましては、国の方も学年基準になっておりますので、今年度におきましては、来年の4月1日までに生まれた子どもに全て対応していきたいという予定をいたしております。

それから、あわせて、就学前の子ども達につきましては、さっき言いましたように国庫と町単で3万6,000円という、その子育て応援手当が出るんですけれども、子育て中の保護者の皆さん方、生活を支援するというので、あわせて、町内在住の小中学生につきましては、子どもすすく応援券としてですね、町民の暮らし応援券とあわせて、1万2,000円の応援券を発行させていただきたいと。で、その人数につきましては、小学生が約1,000人と中学生が600人、1,600人を予定いたしております。

それから、この事業を継続して、単年度だけで、21年度だけで終わるのかという話なんですけど、それについては、町長の方から答弁させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 子育ての支援につきましてはですね、これは、今回、今年だけの問題ではありません。子ども達を、育成するためにですね、いろんな面で支援をしていかなきゃいけないという考えを持っておりますけれども、今回の臨時交付金対策に使った、この事業につきましては、生活支援と同時に経済対策という大きな1面を持ってあります。そういうことで、今回、国の臨時交付金を活用してですね、経済対策含めた子育て支援と

いう形で、現金給付を国の事業に上乘せして、ならってやっております、これをですね、今後、国が1年になるのか、国としても、まだ、これから継続されるのか分かりませんが、当面、国としては、今年度1年限りということを示されております。そういう中におきましては、町単独ですね、こういう現金給付を行っていくということは、財源の問題等を考えても、中々難しいのではないかなというふうに思っております。

まあ、財源なり財政をきっちりと基盤をした上ですね、子育て支援については、今後、多方面から取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、今回、今の段階で、この現金給付をですね、今後、続けていくということは、これは、今、お約束はできないというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） もう1点、ここには、表れてないんですけども、関連としてですね、この地域活性化経済危機対策の臨時交付金について、国庫補助として、今、テレビ等と言われておるエコポイントについての、この町民に対する説明。

また、本町での特産品等、交換可能な商品はあるのかどうか、この点と。

また、同じく、その国庫補助としてですね、子宮頸がん、乳がん検診等の手帳、クーポン券の、この検討は、どのようにされているか。

また、特定不妊治療の助成事業として、1回、15万円というふうに、国は、言っているわけですけども、町として、どのように取り組まれるのか。

また、県単独事業として、今回の臨時交付金を使ってですね、この町内にある県の施設が該当するものがあるのかどうか。この点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。町長ですよ。ちょっと待って、町長。

〔町長「先に、はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 特産品等の登録、これは、私も、まだ、担当課の方に研究はさせておりません。今のところ、佐用町の中においては、その交換していく、登録というんがあるんですけども、しておりません。

以上です。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 乳がん、子宮がんにつきましては、現在、節目の年齢の該当者を調査中でございます。

そして、これが人数が確定しましたら、県の方に報告しまして、そして、多分、予算の方の指定があると思います。現在、該当年齢者については、調査中でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。井上議員。井上議員よろしいか。

〔井上君「はい、あの・・・」と呼ぶ〕

健康課長（新庄 孝君） あっ、すいません。特定不妊の関係ですけれども、現在、10万円から15万円に増額されるというような報道がされておりますけれども、現在のところ、まだ、正式には、通知が来ておりませんので、15万円になりましたら、増額の検討をさせていただきたいというふうに考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） もう1点、県の事業として本町内で、今回の経済対策で該当するような事業所はあるわけですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 県の事業で、事業所というのは、どういうことですか。該当する事業所と、どういう具体的に。

8番（井上洋文君） まあ、例としたら、うちは該当しないかも分かりませんが、特老なんか、スプリンクラーを設置するとか、というような、いろんな県としてですね、そういうことに対して、やっていますね。

そういう県の施設があったりするところですね、該当するようなんですが、町内にあるのかどうか。今回の交付金で。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回、県におきましてもですね、国の、この臨時交付金を活用した形で補正予算が先般上程されて、可決されております。そういう事業の中身の細かいところは、私、把握しておりませんが、いろいろと、その土木事業だけではなくてですね、今回、佐用町としても取り組みますような施設なんかの、いろいろな整備なんかについてもですね、そういう交付金を充てた事業は計画されているんじゃないかというふうに、想像はしますけれども、具体的に、県の、いわゆる朝陽ヶ丘荘のようなところでね、どう

いうふうな事業をされるという具体的なことは何も聞いておりません。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ページ、5ページですね。基金が1億1,239万1,000円繰入されておりますけれど、この繰入することによって、この基金は、佐用町として、いくらになるんですか。後のね。

それから、6ページ、町債で、8,740万、町債出ておりますけれど、これ同じく債権として、その後の佐用町いくらかと言うんと。

ページ、10ページ、10の10のですね、空き家の68万5,000円でございますけれど、これらは、どこへ委託してですね、町としては、どこらへんまでの係わり合いを、いわゆるインターネット含めてですね、町の人に紹介していくわけでございますけれど、どこらへんまでかかわろうとしておるんか、そこら辺について、お教え願えますか。

議長（西岡 正君） はい、どこから。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） まず、基金の状況ですけれども、今回の取り崩しを見て、現在、21年度末の見込みですけれども、約22億7,000万の見込みをしております。20年度の見込みが26億7,000万ですので、約4億ほどは減少するかなというふうに見込んでおります。

それから、町債の関係ですけれども、今回の補正では8,740万挙げております。ご質問の方は、その町債全体の額の動きかなと思うんですけれども、町債全体については、普通会計ベースですけれども、年々、減ってきております。今年度の発行総数、それから、償還額の状況、詳しい数値は、手元に持っておりませんが、この20年度の決算の状況と比べますと、町債残高は、普通会計ベースでは、そんなに変わらないというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） いや、変わらなくて、ほな何ぼやな。金額。

議長（西岡 正君） はい。

財政課長（長尾富夫君） 調べますので、先、他のこと。

議長（西岡 正君） はい、ほなら、もう1件あったん。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 私の方から、空き家の実態調査についてお答えをいたします。  
この委託先なんですけども、今のところ、NPO法人で、こういう調査をしておる所があったりしますので、そのへんを考えたいと思います。  
それと、調査の内容ですけれども、今回は、悉皆調査ということで、町内に、全体として、どれだけの空き家があるのか、どういう状況になっているのかというところを、まず、調べていきたいというふうに考えています。  
以上です。

議長（西岡 正君） はい、後でね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その調べられた結果ですね、後、どのような格好の中でですね、それを、いわゆる運用されようとするんですか。その計画言うんか、その後の計画は。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） まず、危険な所があるかないかというのも、1つの大きなポイントになろうと思います。  
で、私の課としては、これを定住促進に繋げていくというところが、大きな課題であろうというふうに考えております。これを、できるだけ直ぐに入れる所とか、ランク分けをして対応して行って、少しでも町外からの転入者の受け入れに役立てればというふうに考えております。  
以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） それらの、一般にお知らせの方法としてはですね、やはりインターネットとか、そういう広報とか、そういう媒体、そういうふうなものを考えていらっしゃるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 空き家ですね、情報ですけども、佐用町においてはですね、平成19年の9月にですね、県の方で組織されました、田舎暮らし多自然居住推進協議会に加入させていただいております。

先日もですね、6月の27日、土曜日ですけれども、三ノ宮の駅前です、そういう空き家情報、都市の人にですね、空き家情報の相談の開設所というのを、県内一斉にやったわけです。これも、テレビです、流れたんですけども、そういう今、議員が言われるインターネット等もそうですけども、そういう所へですね、出て行って、佐用町をPRしてですね、都市との交流、ひいては、先ほど、廣瀬課長が申されましたようにですね、田舎への暮らし、定住に進めていきたい。それがですね、また集落をですね、活性化させる1つの手法だと思いますので、そういう点です、やっていきたいというふうに思っています。

議長（西岡 正君） はい、財政課長、分かった時点で、また報告してください。  
他にありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、7ページお願いします。7ページの19節の負担金補助及び交付金の中の獣害防止柵等の700万円の、この内訳を教えて欲しいんですが、予算の提案資料の中では、総事業費が2,000万となっておりますので、工事費とか含め、どういう内容、また、場所とか、内訳をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） お答えさせていただきます。7ページですね、700万というのは、これは、地元が施工されてですね、それに対して町が補助をしていく分です。それと、金網、フェンスですね、地元では対応できないのでですね、町の方が発注して施工するものも含めております。そういうものの獣害対策の受益者負担がですね、町が発注するものについては、20パーセントということで、負担金を入れております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、負担金は、そういうことですが、これらの工事費は、どこに含まれるのか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 工事費はですね、工事請負費の中でですね、トータルで含まれております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それではですね、この工事の請負金ですけれども、7億 1,427万 1,000円。これが、今、入ると言われたんですけれども、金額的にも、すごい金額ですが、内容が分からないので、それぞれ、どういったものがありますか。これの説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 獣害だけで言えばですね、この7億の内の工事請負費は、1,300万を計上させていただいております。

後は、先ほど、ご説明のありましたですね、経済対策の、それぞれ工事請負として発注すべきものですね、トータルが7億ということで、それぞれの課のものですね、ここに集約されていると思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 今回の関連では、これは財政課長かな。事業明細ね、工事請負の、前回の生活対策の時は、全部、口頭で言うてもろたんやけれども、事業明細一覧を、1回聞いても分かりにくいから、是非、資料として提出願いたい。それ要望しておきます。

それで、4ページなんですけど、土地改良事業分担金、林業用施設事業分担金、まあ土地改良事業の関係では、町長説明あったように、農道舗装等ですね、この経済危機対策事業の中。それから、獣害対策については、今、20パーセント云々という説明ありました。

それで、確認したいのは、土地改良事業分担金で、416万円の内容ですね。従来、土地改良事業の分担っているのは、町単の場合、30パーセント、補助の場合20パーセントというようなことになっているんだが、今回、この経済危機対策事業ということで、この分担金が、どうなっているのか、そのあたりの変更があるのかどうか、この内容、同じく、林業施設整備分担金も、これ三日月の林道だと思いますけれども、1,000万円事業になっておるということは、3パーセント分担ということになります。この根拠等ですね、説明願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農業費の分担金ですけども、その、農道舗装についてはですね、10パーセントです。それで、農道舗装をする場合にですね、農道と言えども、町道に認定される所が、農業用の耕作道で使われている所がありますので、路線によってですね、負担金を求めない所と、10パーセントを求める所、というのが、区別、出て来ると思います。

それと、水路等の改修についてもですね、今回、この経済危機対策でですね、交付金を活用させていただいて10パーセントということにしております。

それから、獣害対策については、先ほど言いましたのは、20パーセントの負担金をもらいます。

それと林道についてですけども、林道でもですね、三日月の林道についてはですね、

これは、町の管理施設でありますので、地元の負担金は、求められない。それ以外のですね、林道、作業道についてですね、人家等が近い林道もあります。それによって、そこを修復することによってね、土砂の流出等が防げるということで、防災上の面、観点もありますので、そういう林道についてはですね、地元と、協議をしますけれども、5パーセントというふうな負担金ですね、対応していきたいというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、農道についても作業道についてもね、いわゆる分担金条例や規則から見ればね、大幅に改善されているというように思います。それ、是非、それでやっていただきたいんですけども。

どうですか、その条例、規則等ですね、こういう特殊な場合に、ただいまの 10 パーセントや 5 パーセント、作業道がですね、そういった条例か要綱かですか、規則かですか、そういった措置は必要ないのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回はですね、本年度の内閣が出された経済危機対策の交付金、本年度限りという形も見えてきますので、条例等を改正するというんじゃなしに、本年度、こういう交付金をですね、活用して、地域のために、できるだけやっていきたいというふうに思っています。これは、分担金条例とかですね、そういう中には、町長が認める、必要と認めるものという項目がありますので、それで対応していきたいというふうに考えています。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 財政課長、ちょっと、先ほどの答弁お願いしたいのと、それから同じ 4 ページの市町村合併体制整備補助金の関係です。2,430 万円、県が、残っているから使わないかというような話があったという、協議会の報告がありましたけれども、これを、防犯灯等ですね、石井の拠点づくりということなんですけど。それは、いいんですが、確認したいのは、合併時ですね、目玉として、115 億の特例債、それから 6 億 8,000 万の特別交付金のもう 1 つに、合併支援の 3 億 2,000 万というのが 5 年間でということがありました。もう来年で 5 年に当たるわけですけども、この間、一番大きいので、南光支所の 1 億 8,000 万が、一番支出があったわけですけど、3 億 2,000 万の内、今回の分入れて、2 億円ちょっとだと思えますけど、この残りの 7、8 千万ですね、このあたりの交付について、何か、そういった確証か何かあるのかどうか。

それとも、と言うのは、2,400 万円余っておるから使えと言われたような感じで、報告を聞いたんでね、合併支援金というのは、そんな形で出るのかなというふうに、一瞬思ったわけですけど、そのあたりの内容について、町長に報告願います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 鍋島議員のご質問の前に、岡本議員からの、その町債の残高見込みなんですけれども、19年度の末で、普通会計で約193億ございます。で、今現在、20年度末の決算をした状況の中では、約185億9,000万ということで、年々、若干ですけれども、町債残高は減ってきております。今年度、この発行を見込んで、だいたい20年度並み、185億前後の残高が21年度残高になるのではないかなというふうに見込んでおります。

それから、鍋島議員の工事請負関係の全体的な、その資料提出なんですけれども、個々に資料提出をさせていただいたらいいと思うんですけれども、ただ、これについては、それぞれ個々に事業費を出してしまいますと、後、工事発注の関係、入札等の関係が出てきますので、できましたら、数は多いんですけれども、資料の方の提出はご勘弁願えればと思っておりますが、まあ、それによりまして、もし、詳細、ここで説明をさせていただけるのでありましたら、全体的な工事請負の内容等を説明させていただけたらと思っております。

それから、合併推進の体制の補助金ですけれども、合併推進体制の補助金につきましては、当初、約1,230万ほどの補助金の内示がございました。その直ぐ後、国の方の補正もありました関係で、県の方から更に1,200万程度の増額の事業があれば、それに応えていきたいという話がありました関係で、防犯灯事業が、丁度、合併後4町のまちづくり整備、そういう中で、全体的な4町の均衡ある整備の中では、防犯灯事業が、1つ該当するのかなということで、この経済対策の方から、合併推進体制の方の補助金へ振り替えさせていただいた経緯がございます。

で、合併推進体制の整備の補助金につきましては、先ほど、申しましたように、4町合併した中で、それぞれ旧町間の格差の是正とか、均衡ある発展のための事業に充てるということで取り組んでおります。平成17年から、こう取り組んできておりますけれども、全体的には、まだ、若干補助金の枠はございます。これについては、これからも、それに合うような、4町の均衡ある発展の中で、補助ができるような形の事業に充てていきたいというふうに考えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15番（石黒永剛君） 端的に、この一覧表で質問させていただきます。

まず、16番、土づくりセンターの現状、2,700万出てますね。今現状、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、28番、これは、消火栓の分解ですね、860基、今、あるわけなんですけれども、今町内には、どのぐらいな設置基数があるかと。

それと、この分解点検については、どのぐらいの頻度で行わなければならないか。それ2点目。

3点目、37番、これ学校、教育委員会に関することと思っておりますけれども、支障樹木の伐採・撤去とありますが、予定校の現状をお聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 最初にですね、土づくりセンターの状況をご報告させていただきます。

土づくりセンターについてはですね、平成4年11月にですね、稼働してから、16年が経過しております。その間、機器も更新もせずにですね、補修をしながらですね、使っているわけでありまして、牛糞堆肥等を扱っておりますので、大変こう傷みが激しくなっております。それによって、混合機、生とですね、水分調整のですね、一緒に混ぜてですね、破碎していくわけです。混合機のオーバーホール、ベルトコンベアとかですね、カッターとかが傷んでおりますので、そういう物を更新させていただきたいというふうに思っています。

それと、1次発酵槽についてはですね、発酵シートが、もう破れて、継ぎ接ぎだらけですね、やっておりますので、発酵シートをですね、交換させていただきたいということ。

それから、送風機等についてもですね、オーバーホールをさせていただきたい。

それと、今、小袋をですね、年間1万2,000袋ぐらい作ってですね、販売をしてるわけですが、この小袋の機械もですね、熱を持って、密着、袋を密着させる所とかですね、相当傷んでおります。それで、毎回、毎回補修をしながらやっておりますので、この堆肥袋詰め機械をですね、新たに更新をさせていただきたいというふうに思っております。

まあ、こういうことをすることによってですね、今後もですね、良好な土、堆肥をですね、生産をして販売に努めていきたいというふうに思っております。

15番（石黒永剛君） はい、了解。

議長（西岡 正君） 住民課ですか。消火栓、消火栓。

〔水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） お答えします。消火栓につきましては、全体で1,930基ございます。それで、地上式が885基ございます。その中で、20年度に25基分解掃除しておりますので、今年度20基予算計上してあります。で、残りの840基を今年度する。今回の事業で予定しております。

で、一基当たり1万円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（西岡 正君） あの、もう1点だけ、教育委員会の関係。

〔石黒君「ちょっと、今の歳出の関係」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ちょっと、こっち聞いてしてください。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 古木の伐採でございますが、学校が、それぞれ山林を裏に抱えた学校が多くあります。で、その樹木も、かなり枯れて校舎へ倒れる恐れがあるということと、それから、登校坂とか、特別棟、児童・生徒の動線内で、非常にこう危険な力所があるということで伐採させていただきたいと思っております。

で、学校は、小学校7校。佐用小学校、徳久小学校、三河小学校、三日月小学校の4校でございます。

それから、中学校が3校。佐用中学校、上津中学校、三日月中学校となっております。の、古木の伐採、運搬でございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） 野村課長、ちょっと、この消火栓の分解、点検をしなければならない頻度というものも質問したと思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） はい、お答えします。

過去のことで、ちょっと分かりにくいんですけども、消火栓設置当時から、まだ1回も、こう分解掃除まではしてないんじゃないかと思っておりますので、あれが昭和57年、50年代に設置したものと思われまます。それについて、今回、分解掃除をする予定をしております。頻度につきましては、特にこう、定めというのはございません。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） 福井課長にお願いします。  
この伐採の中に記念木というようなものはありませんね。

議長（西岡 正君） はい。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 現在のところ、枯れている危険な力所ということで、主に、民地の立木もありますが、一応、現在の段階では、記念植樹は入っておりません。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう1度だけ。

〔石黒君「はい、もう1点、お願いします」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 平成 21 年度市町村合併推進体制整備補助金の方ですけども、前澤課長になると思うんですけども、防犯灯の設置、1,300 万出てますけれども、自治振興会の要望がたくさんあると思うんですけども、この 1,300 万で、既に、全部、充足できるかということと、それお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 一般会計の通常のですね、予算の中で、要望については、現在対応させていただいておりますが、今回、補正をお願いするのにつきましては、1,300 万ということで、特に集落間を繋ぐ部分。それから、通学路になっているような所、そういった所ですね、防犯なり安全性を確保するというふうな観点から設置をさせていただきたいということでございますが、この基数につきましてもですね、現段階では、概数で、見込んでおります。

で、現在、職員におきまして、設置力所等のですね、調査を進めておりまして、調査が終わり次第、地元の自治会長さん等も協議をさせていただきながらですね、設置に向けていきたいということでございます。

15 番（石黒永剛君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。19 番のですね、農林振興課長が獣害対策の、この 2,000 万の中です、町長が、いつもおっしゃっておりますけれど、佐用町だけで、特段取り組んでも、イノシシとかシカはですね、宍粟なり美作なり上郡から飛んで来るということでございまして、県下一斉に同じように歩調を合わせてですね、そういう対策をやっていかんとあかんと、常々おっしゃっておりますけれど、こういうことは、実際、県知事も、昨日、当選されましてですね、やっぱり皆さんが安心・安全に暮らせる兵庫県を作っていくと、声高々におっしゃっていらっしゃるわけでございますんで、早急にですね、田舎は、本当に、皆、もう泣いておりますんでね、いわゆるゴルフ場へ行っても奈良の公園かと思うほどシカが寝そべったり、芝生食ったりしています。ですから、もう少しですね、やはり、そういうところにも、ワナとかですね、仕掛けることを許可していただくなり、また臨時雇用の中です、免許、猟師さん等、3、4人雇うて、そのワナをドンドン掛けていって、そういう、やっぱり、ある程度捕獲していかんことには、絶対数が増えすぎて

おりますんでね、そこら辺について、何か、協議が、町長、あったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この取り組みについては、以前からご説明させていただいておりますけれども、県においても、管理適正化計画を作られて、それを国においても特措法ができてですね、各県の、そういう計画に基づいて、各関係市町が、いろいろと一緒に、こういう対策を、事業として取り組んでおります。

で、佐用町におきましても、先般、猟友会や地元の皆さん方、地域の皆さん方も入っていただいたですね、獣害対策の対策協議会を設置して、今、言われるような、どういう、効果的な今後の捕獲、駆除について、どういう方法がいいかということ、今、協議をさせていただいておりますのでね、ワナ等についても、オリ、やはり捕獲、捕獲しても、それを処分までしていかないと、これも捕獲もできませんから、そういうことまで含めたですね、今、協議会で、計画を練っておりますので、よろしく願います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そのことでね、例えば、どう言うんですかね、やはり、何ぼかの処置をしていかんとあかんという中でですね、これ臨時で、そういう猟師さん雇うてでもね、捕獲していったワナを、ずっと巡回しながら、捕まえてですね、抹殺して行って、減らしていくというふうなことも、そして、各自治、いわゆる村においてもですね、役場に、こうやって言うばかりじゃなくって、そういうワナの資格を、ある程度、農会長を中心にですね、講習会をやってですね、2人でも3人でも村で獲って、そういう村の人でもワナを掛けてね、そして、ある程度は、協力していくという方向をね、やはり、そのワナの試験もですね、神戸まで行かなくても、臨時的にね、例えば、たつのぐらいの西播でもできるような方向でね、また考えてもらうとか、そういう今後の協議の中でね、やっぱりある程度、そういう具体的に、できるような話をね、ちょっと持って行っていただきたいとは思いますが、そこらへん、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、議員、おっしゃるとおりですね、今までは、捕獲についてはですね、猟友会にですね、委託してやっておりました。それだけではですね、中々、捕獲ができない。頭数が増えるばかり、被害が増えるばかりということですので、先ほど、町長が申されましたようにですね、本年6月5日にですね、対策協議会を作らせていただきました。

まあ、これではですね、猟友会だけじゃなしに、やっぱり住民もですね、いろんな、それぞれ一般住民もですね、この問題についてはですね、イノシシ、シカが里へ降りてこないですね、やっぱり状況も作る必要がある。それには、また森林の整備も必要である。いろんな面ですね、総合的に考えて対策をしていかなければならないというふうに思っています。

で、まあ、資格についてもですね、年にですね、そういう狩猟の許可のですね、免許の試験もありますので、そういうこともですね、農会長会等を通じながら PR もさせていただいております。そういう中でですね、少しでも、そういう形で、全体でですね、住民全体で対応していくということと、また、獲ってはですね、処分をする所も必要になってきます。処分する所では、どこでも、ここでも処分したらいいってもんじゃないんで、処分する所もですね、地域と相談しながら、確保するという事も考えながらですね、一体的に、連携しながらですね、やっていく必要があるかと思えます。

そういう面ですね、協議会等、また、町だけではなかったら、西播磨、また県の段階ですね、そういうことを考えていきたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） その処分の仕方もね、例えば、テクノの、いわゆる西播一円の中でね、いわゆる宍粟でも、佐用でも、上郡でも、そういう近辺、たつの市でもですね、テクノの方へ持って行って、どっかで、そういう処分場でも作ってね、やっていくと。それで、その肉でも、ただ単に、焼却処分とか、穴に埋めてしまうというだけじゃなくってね、ある程度、食べれる物についてはですね、そういうミンチなり、今、シカコロッケなど、有効にされてますんでね、そういうことも踏まえてね、今後、お願いしたいということと。

佐用ですね、平成 20 年度、シカとイノシシが最終的に、何頭捕獲されて、21 年度は計画として、何頭ぐらい挙げられておるんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） すいません。ちょっと、細かい数字までは、（聴取不能）したいんですけれども、今回、21 年度はですね、県の保護計画も 1 万 6,000 頭から 2,000 頭になりましたので、

〔「2 万頭」と呼ぶ者あり〕

農林振興課長（小林裕和君） ああ、すいません。1 万 6,000 頭から 2 万頭になりましたので、県の方からですね、計画をもってやって欲しいと言われているのはですね、今、トータルで 2,000 頭になっておるんですけれども、しかし、今の状況ではですね、中々、そこまで捕獲するのは、難しいかも分かりませんが、そういう県とともにですね、そういう捕獲場を目指してですね、頑張っていきたいとは思っています。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 5 ページ、緊急雇用創出事業補助金、これ、説明の時に課長からの答弁お聞きしましたけれども、もういっぺん、ちょっと、お聞きしたいんですけれど、こ

れはですね、説明ありました9件の事業なんですけれども、この中で、緊急雇用創出事業ですから、派遣切れや雇い止め等された非正規労働者や、中高年の生活の安定ということで、今回、この事業があるわけなんですけれども、この繋ぎ雇用ですから、どんなんですか、シルバーに委託しているということも聞き、プラス、もじょもじょっと失業者もという話を聞いたんですけれども、この9件の事業の中でですね、そういう、やはり、失業者等についてですね、該当する、それを雇用した事業っていうのは、どの事業が、その失業者の方、また派遣切りの方をですね、該当させているか。

また、その人選は、どのようにしてですね、されたか。そこらを、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） それでは、お答えをいたします。

その中で、お配りしておる資料の中で、1から11番までであると思います。全部で11件を対象事業として今回やるということでございます。

で、どれをシルバーに委託してというところなんですけれども、1つ1つ、上から確認をしたいと思います。

1番については、これシルバーでは、1番、2番は、新たに失業者を雇い上げます。

それから3番は、シルバー対応でございます。

で、4番は、シルバーでは無理で、失業者対応です。

それから、消火栓については、これにつきましては、シルバーで点検等ですので、予定をしております。

それから、不法投棄についても、シルバー対応ということでございます。

で、防犯灯については、これは、失業者の方で対応していきます。

それから、8番については、8番、9番については、新たに雇い上げをする。

それから、10番については、質問あったようにNPO法人を今のところは、予定をしております。

それから、11番につきましては、これは、シルバー対応ということで、考えております。

それで、新たに雇う方法なんですけれども、基本的には、公募をしてというところがございます。しかしながら、特殊な作業の内容とかということが、ありますので、公募だけでは無理な場合も考えられるというふうに考えております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 公共投資臨時交付金の方でお伺いしたいんですが、携帯電話等エリア整備事業、5ページには、携帯電話等エリア整備事業負担金が120万ありますけれども、総事業費は6,000万ということで、事業の内容としては、奥海、西新宿、大日山に基地をつくるということなんですけれども、その総事業費6,000万の内、この携帯電話事業費負担金は、

どこから入るのかと。

それから、町内のその、不可能地域の解消は、これでできるのかどうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず、5ペーシのですね、雑入、負担金でございますけれども、これにつきましては、事業者負担ということになります。はい。

〔金谷君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

まちづくり課長（前澤敏美君） よろしいでしょうか。

〔金谷君「まあ、後で聞きます」と呼ぶ〕

まちづくり課長（前澤敏美君） それからですね、今回、まあ設置をしようとする地域でございますけれども、携帯電話、特に、ドコモでございますとか、auとかソフトバンクといったような電話会社があるわけでございますけれども、いずれの地域も入らないというふうなところで、しかも、事業者が、その地域に対して、設置予定がないといったところを、今回、この事業でさせていただきたいということでございまして、まあ、確かに、電波の弱い所も多々あるかというふうに思いますが、そういった所については、事業者の方が整備をされるというふうに聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その負担金、事業者ですけども、今、課長言われたNTTなりドコモなりね、au、ソフトバンクありますけれども、実際、これが、町が、全体として事業費立てて、利用するんは事業者で、その、どこが、その負担はするんでしょうかというふうな、その事業者名は、どこでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 県の方で、その事業者のですね、どこに入ってくださいということで募集をしていただいたようですが、その中で、1社だけが手を挙げられたというふうなことで、現在では、NTTドコモというふうに聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、ちょっと待ってよ、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その、今、特に、その今事業所がある中で、全然進出して来ないところは、基地局を作るということですけども、今後、そして、その上で、その全体の事業としては、携帯は整備事業ですから、今回は、そうですけども、この後、ゆくゆく、そのかかりにくい所についても、そういう補助はしていくこともできるのでしょうか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） かかりにくい所についてはですね、今も申し上げたように事業者が独自で設置をされるというふうに思います。この事業でございますけれども、通常からございまして、前からある既存の制度でございますけれども、今回、町負担分ですので、90パーセントが、この交付金を充当することができますので、この3地区について、この際整備をさせていただきたいということで、予算をお願いするものでございます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

委員（矢内作夫君） ちょっと、参考までにお聞きするんですが、太陽光パネルの関係で、給食センターと中学校3カ所ということで、5,200万ぐらいな事業費が挙がっておりますけれども、これで、正確なことは言えないだろうというふうに思うんですが、使用電力量の、どのぐらいのパーセントを賄うことができるのか。参考までに、ちょっとあったらお聞きしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 現在、10キロワットで、上月中学校で設置しているパネルがございます。

で、それが、概ね、一月分ぐらい、年間の一月分ぐらいの電力を賄っていると聞いております。おそらく、20万程度ではないかなと。年間で、ぐらいな電力量ではないかなというところを目安にしております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） いや、これで、ほなら、何キロパネルぐらいになるん。何キロぐらいなパネルになるんですか。5,000 万の。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 現在のところ、各中学校には、概ね、10 キロ、上月と同程度のパネルを予定しております。

〔矢内君「3カ所はな」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（福井 泉君） はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 2 ページのですね、A E D を公共施設に数カ所取り付けるとなっておりますけれど、この公共施設は、これを取り付けて、もう全部、取り付けが済むんか、それとも残っておるんか、いくらぐらいなんかということが1点と。

それから、33 番、34 番のですね、学校教育のパソコン、これにつきましたですね、やはり、子ども達が、こういう新しい、いわゆる社会に出てですね、こういうことが自由自在にですね、使えるような教育が大変重要なことだと思っております。

しかし、中学校においては、全員が、これがもう使いこなせておるんかどうか。そして、小学校は、何年ぐらいから、こういう勉強もしておるんかということと。

それから、台数がですね、どういうふうな格好で、子ども達に中学校は、例えば、クラス 50 人いうんか、そのクラスの全員が、一教室に備えておってですね、時間の順にですね、そういうやつを勉強していっておるとか、そういうふうな中身について、どういう格好でやられておるんかどうか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、こっちですか。はい、財政課長。ちょっと、待ってくださいね。財政課長。

財政課長（長尾富夫君） A E D の関係ですけれども、今回、予定している分については、公共施設 5 カ所を、今のところ予定しております。

既に、公共施設の中では、32 カ所の設置がされております。で、公共施設の中でも、特

に、職員がおりまして、住民の方が、比較的多く利用される所の設置ということで、公共施設の中でも、それぞれ町の管理している中でも、体育館でありますとか、他の、そういった保育園、そういう施設も、いろいろあるわけですが、必要な所から設置ということで、全体的な状況の中では、まだまだ全てというような状況ではございません。

〔岡本義君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔教育委員会教育推進課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、ちょっと待ってください。こっち、教育推進課長。

教育委員会教育推進課長(岡本 正君) パソコンの使用についてですけれども、小学校は、学校によって若干違いはありますけれども、1年生から、何がしかの形で使っております。

それから、中学校についてですけれども、中学校の場合は、技術家庭の技術の中に、パソコンの、そういう教育内容がありますので、指導内容がありますので、それに従って学習をしております。インターネットの使用は勿論、いろいろな一太郎、ワード、エクセルとか、そういうソフトもあるんですけれども、そういったことが、使いこなせるように、学習をしております。

それから、パソコンについて、台数については、1人1台ずつ設置をしております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) AEDのことなんですけれども、そしたら、公共施設、まだ数、全体としてですね、パーセンテージで言えば、いくらぐらい設置されたような格好になるんでしょうかということが、1点。

それから、今のパソコンのことでございますけれども、中学校の子がですね、ほなら、そういう一太郎とか、ワードとか、各1人が1個ずつ機械が与えられておって、それらが、使いこなせるということではございましょうか。

それから、小学校は既に、早1年生から、そういうことを、まあいわゆる何台か、その1教室のおいてですね、順に勉強をしていっていると、こういうことなんでしょうか。

〔財政課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、財政課長。

財政課長(長尾富夫君) AEDの設置につきましては、公共施設の中でも隣接している施設もございまして、そういう場合には、どちらかの施設、例えば、支所と文化会館、文化センターあるいは、他の、公民館等の隣接しているような施設もございまして、そういう関係で、そういう場合には、どちらの施設にも設置ということではしておりません。

やはり、職員がいたりする所で、対応できる施設に置いておりますので、一概に、そしたら、他の置いてない施設も全て置く必要があるかということになりますと、そのへんも問題がありますので、特に、そういう必要と思われる施設、重点的にこう、整備しており

ますので、特に、何パーセントというふうになりますと、そういう隣接している施設まで含めてしまうようになりますので、ちょっと、そのへんの数字だけのご勘弁いただき、そういう必要な施設、今、言いましたように、隣接しているとか、直ぐに間に合うような施設におきましては、どちらかに設置しておりますので、ご理解いただきたい思います。

議長（西岡 正君） はい、教育推進課長。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） 小学校、中学校ともパソコン教室にて、パソコンの学習はっております。1人、1台ずつになりますけれども。

それから、中学校につきましては、1年、2年、3年、それぞれやっておるわけですが、3年生ぐらいになりますと、インターネットから、いろいろな情報を引っ張って来ると言うんですか、自分の作っておる文書の中に、写真を貼り付けるとか、文書の一部を、そこへ付けるとか、あるいは、表計算、合計あるいは平均を出すとか、そういった形で、かなり使えるようにはなっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19番（森本和生君） ちょっと、基本的なことを聞きたいと思っておりますけれども、以前から、この公共投資の臨時交付金の方は、中々、金額的な枠が、まだ決まらないんだというようなことを聞いておりましたけれども、まあ3億5,000万ほど出ておるわけなんですけれども、だいたい、これぐらいな金額で、この臨時交付金は、佐用町には、来るといことなんか、いやいや、もっともっと事業を出していくと、もっと増えていくということなんか、そのへんどうですか。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 前にも、他の議員さんの質問でもお答えしたんですけれども、県の方も、こちら、県の市町振興課の方では、佐用町の、この公共投資臨時交付金の交付限度額、これについては、まだつかめてないのが現状であります。ですから、今回については、それぞれ、県の担当部局の方から、町の方の担当部局へ直接まあ話があった中で、公共投資臨時交付金が充当できるであろうという事業につきましては、補助金の申請、そして、その補助裏の90パーセントは、公共投資臨時交付金が充当できるということで、予定しております。

全体的な事業の中では、3億5,000万ほどでありますけれども、補助金等を引いて、残り公共投資の臨時交付金が充当できる金額ということでは、今のところ8,470万を見込んでおります。この金額ぐらいについては、交付金が来るのではないかなと思っておりますが、これ以上についての、その限度額というのは、まだ、こちらの方にも詳細な情報が入って来ておりません。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番( 森本和生君 ) 国の方ではね、経済危機対策の臨時交付金の方では 1 兆。それから、この公共投資の方では、1 兆 4,000 億というふうな形の大まかな数字は出ております。それから、まあ、当然、市町村分については、経済危機については、6,000 億円という中で、佐用町の分配では、約 6 億というふうな形で、メニューが来ておる。ほな、単純に考えてもね、公共投資の臨時交付金の方が、相当金額が多く、当然、地方を助けてあげますよという形では出て来ると思うんです。

それで、ここの中で、1 つ質問なんは、当然、地域活性化の経済危機の対策の臨時交付金の中で、約、何ぼですかね、6 億ほどの分が、7 億 3,000 万と、1 億 3,000 万オーバーしたような形の要求はされておるんですけども、すりあわせしてされておると思うんですけども、この中の、例えば、26、27 番とか、それから 36 番とか、5,000 万、5,000 万、5,000 万というようなことについて、公共投資の方に要求するというような形をね、とっていけば、当然、満額、経済危機対策の方の交付金事業は、そういう形でいく。それから、今言うたような形のものを、公共投資の方で要求すれば、佐用町も相当助かるというふうな形で、公共投資の方のメニューを、こっちに振り分けるというような考え方は、できないですか。

それと、もう 1 つ、それが 1 つの質問なんですけれども、もう 1 つは、前にも、僕、一般質問でも言うたんですけども、教育委員会の方の学習指導要領がね、変わってくるんで、とりあえず、理科の教科が増えますよと。その部分については、当然、その資材とか、いろんな形のものでは、公共投資の方では対応しますよというふうな形で、それは、教育委員会の窓口をもって、申請を出してくださいと。早急に財政部局と調整をはじめ、地方単独事業の中から、補助裏を確保してください。そういう形でカバーしますよというふうなお達しが出ておると思うんです。

そやから、このメニューの中へ出してもろとん、メニューの中には、そういうことが、何で要求してないんかということと 2 つ。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） ご質問の中にもありましたように、おっしゃるとおり、国の補正予算では、公共投資臨時交付金の方が、国の予算全体では、約 4,000 億ほど、多くなっております。ただ、この公共投資臨時交付金につきましては、国の直轄事業の、それぞれ地方負担分、これの 90 パーセントの充当も充てれるようになっております。

で、国の直轄事業等につきましては、県とか、あるいは、大きな市なんかでは、そういう直轄事業があつたりして、その地方負担分の軽減ということで、充当ができると思います。そういう中で、地方の公共投資、公共事業についても、この交付金の充当ができるわけですけども、実際に、どういった事業に充てれるのかというのが、財政当局の方への説明が、未だ県の方からございません。そういう中で、先ほどの経済対策臨時交付金の事業の中でも、公共投資の方に、回せる事業があるのではないかとのご質問なんですけれども、公共投資臨時交付金につきましては、既に当初予算に計上済みの事業でも、地方負担分の軽減ということで、充当が可能というふう聞いております。そういう中で、経

済対策臨時交付金については、当初予算の計上事業については、充当できないということで、新たな事業を計画して挙げております。ですから、生活道路の整備等につきましても、新たな事業ということで挙げております。そういう中で、全体的には、交付額よりも、約1億7、8千万の事業費の増は見ておりますけれども、満額、この交付金を充当しようとすると、やはり入札減等も出てきますので、できるだけ、事業費としては、多く見て、入札減が出て、この交付金、満額いただけるような形で、考えていきたいというふうに思っております。

で、公共投資の臨時交付金につきましては、先ほど言いましたように、全体的な、その内容がつかめましたら、新たな事業展開も、また考えられるでしょうし、それから、当初予算に充当している、当初予算の計上している事業に、充当して交付金の有効活用を図ってきたいというふうに考えております。

〔教育委員会教育推進課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。はい、推進課長の方ですか。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） 理科の備品関係ですけれども、今、新学習指導要領実施に向けての移行期間中です。小学校は23年度から、中学校は24年度から完全実施ということになるわけですけれども、それを見込んで、この移行期間中に、必要な、まあ理科だけではありませんけれども、そういった教材、備品、理科の実験観察用具、機器をそろえていくわけですけれども、今回、ここには挙げておりませんが、学校現場では、当初、その教育予算の中に、毎年必要な教育、実験器具等購入していけるように予算措置もしておりますし、そういう中で、100パーセントではありませんけれども、学校から要求のあがってきたものについては、できる限りそろえていくと、整備をしていくということで、特に、この移行期間中については、できる限り、理科については、重点的に整備をかけていくということで対応しております。

以上です。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 教育資材の方なんですけれども、とりあえずね、補助金は、カバーしますよという時にね、きちっとこう、出していかなんだら、今、要求は満たしようというようなことじゃなしに、これから新たな指導要領に入っていくというようなことは、当然、通達が来ております。

それから、また幸いなことにね、やはり天文台抱えた佐用町なんですけれども、これからはやっぱり、星とか月とか宇宙のことについても、当然、そういう教育を進めていきますよというような形の考え方が打ち出されておりますのでね、そのへんのことも含めてね、いるんだっただけじゃなしに、全国的に言われとんやさかいに、当然、佐用町だけ、そないなもん、町で賄いようさかいいえわという話じゃなしにね、きちっといるもんはね、当然、要求してカバーしてもらわなあかん。地域を助けてやろうというような形の支援の、この臨時交付金なんですから、当然、有効に利用してもらおうということが一番大事やと思うんです。

それから、もう1つ、公共投資の臨時交付金と、その地域活性化の経済危機の臨時交付

金のすり合わせをね、課長、上手にね、有利にやってもらうということ、もう、これ以上言いませんけれども、進めてもらって、ちょっとでももらえるもんは、満額もろておって、その余分に公共投資の臨時交付金の方でね、いけるもんは、そこへあわせていくということ、何とか努力してもらいたいなということ、それも町が要求しよんじやなしに、国が、そういう形でやっていきましょうということ、全国に発信しておりますのでね、当然、1日も早く、そういうもんをキャッチしてね、上手に運用してもらいたいなと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育推進課長。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 質問なかったですか。いいですか。はい。鍋島裕文君。

19 番（森本和生君） いや、答弁だけしてもらったら。

議長（西岡 正君） そうでしょ。教育推進課長。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 森本議員にお答えします。理科につきましては、先ほど、課長が言いましたとおり、本年度につきましては、そういう方向でいきますが、今後、さらにですね、充実に向けて努力してまいりたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず7ページの関係ですね、ちょっと補正予算の出し方の問題で、お尋ねしたいんですが、今、森本議員からも公共投資と経済危機対策の性格や採択基準の違い等が議論されてきました。

それで、伺いたいのは、ところが、その本補正予算ではね、経済危機対策事業費として7億5,000万円の経済危機と3億5,000万円の公共投資を一緒にしてね、ここで補正予算の計上ということになってます。前回の地域経済活性化生活対策事業はね、あれは、12目ということで、目を分けて12にし、今回は経済危機だから13目としている。当然のことながら、公共投資の場合は、また目を分けてね、内訳を出すべきだと。そうしないと、事業自体が違うという性格からしたらね、それをごっちゃにして出すような出し方というのは、これは、分かりやすい予算という点からすればね、それは、当然、分かりにくい予算ということになるわけで、そのあたりの配慮が必要じゃなかったかなという点がありますので、その編成をされた方のご意見を伺いたい。

それから、もう1点は、先ほど、財政課長が、これ7ページの工事請負の明細のことで、答弁されましたけれども、ちょっと、これ勘違いされているんじゃないかと思います。こちらが求めているのは、事業計画は、7億5,000万だけれども、当然のことながら、これ

は、全て込みでね、7億5,000万になるわけで、工事請負においても、当然、測量設計や、実際、工事費という形で内訳があるし、例えば、先ほどの獣害対策2,000万円にしてもね、700万円の補助で工事費は1,300万とか、そのような内訳になってます。

例えば、町道改良で何々線の工事費が何ぼかというようなことを尋ねておるわけじゃないんでね、従来どおり、当初予算や補正予算のように、工事費として分かりやすく出すということ自体ははね、それは、何も入札発注に障害になる、そんなこと言われるんだったら、当初予算も補正予算も工事費は出せないわけだからね。それは、ちょっとおかしいんじゃないか。こちらが、今、要求しているのは、この事業計画の中の工事費の、そういった内訳ですね、その明細を出していただきたい。町道何々線が何ぼとか、そういったことを求めているわけじゃないということで、ご理解いただいて、その明細をお願いしたいと言っているのです、その答弁をお願いします。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） まず、最初のご質問ですけれども、確かに、経済対策と、それから公共投資の方を別にという考え方もあったわけですが、全体的な事業の中で、本当に概算の中で、非常に予算編成を各課、こう、急にやって計画まとめた関係で、事業費の増減等、それと、後、入札関係等もですけれども、そういう中で、できるだけ1つの目の中で対応ができるように、増減が、仮にできても他の事業との調整の中で、対応ができるというような考え方の中で、こう1つに目を設置させていただきました。確かに、見にくいというご指摘がありましたので、今後まあ、検討はさせていただきたいと思えます。

それから、その事業費の明細なんですけれども、確かに、1つの事業の中でも、工事関係、委託関係含めまして、合算している事業もありますし、それから1事業で、1工事費なり1委託料というようなことが、はっきり出てまいりますので、そのへんの関係で、先ほどこう答弁をさせていただきましたが、町長と相談の上、検討させていただきたいと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、8ページで確認したいんですが、合併体制事業費と地域づくり推進費の関係でお伺いいたします。勿論、議員協議会でも町長の説明があったんですけども、例の石井の拠点の整備の関係で、県民交流広場事業ということでね、選定されていたということで、当初予算組まれていました。それを、今度は、合併体制事業費という補助の関係で財源を持って来るということですが、確かに、利神小関係というのは、小学校区は、もう利神小だけですから、石井にしても海内にしてもね、これは、小学校区は利神小なだけで、地域づくり協議会の関係で、確か、昨年、県民交流広場事業は、小学校区単位だが、海内や石井は、みなし小学校区みたいなふうに聞いたという記憶があるんですけども、もしも、それが、県民交流広場事業で認められているのであればね、これは、県民交流広場事業の予算を使った方が、合併体制の、この財源を使うよりね、佐用町にとっては有利ということは、もう明白ですね。このお金を、もっと他の福祉に使えるわけですから、合併体制の財源をね。そのあたりは、県民交流広場事業の採択基

準、みなし小学校区なんかあり得ないというふうな、そういうことになったために、今回の、この財源変更がされているかどうか、そのあたりを確認したいんですが。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 今回、当初で、この分につきましては、町の単費ということで、お願いを申し上げておったところでございますけれども、この程ですね、合併体制推進補助金がですね、付きまして、非常に有利な補助金でございますので、そちらの方に組み替えさせていただきたいということで、今回、予算計上をさせていただいております。

〔鍋島君「ああそう」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） だったら、私の勘違いですね。そしたら、県民交流広場事業には、元々、石井、拠点は該当しなかったということですか。確認しておきますけれども。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 議員おっしゃいましたようにですね、利神小学校区については、4 協議会がございます。事業費につきましては、利神小学校区 1 つということで、1,300 万の事業費になってございます。それをですね、長谷・平福・石井・海内ですね、それぞれ協議をされまして、覚書をされたというふうな経緯もございましてですね、県民交流広場では、本当の推進費と事務費がございまして、事務費の方を取られたというふうな経緯がございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 7 ページのですね、工事請負金の 7 億 1,400 万って挙がってございますけれど、これらの中にね、いわゆる県の河川のですね、堆積した土砂など、例えば、家内とか小赤松の所とか、櫛田とか力万とか、たくさん堆積してですね、大雨が降った時に、堤防を越えたり、越流したとかいうようなことありました。ですから、そういう取ってくれという要望がたくさん出ていると思うんですけど、この工事費の中に、そういうことが入っておって、今年度、どのへんまでやるんかどうか。そこら辺、大きなところ分かっておれば教えてください。これが 1 点と。

それから、24 番の南光自然観察村のことでございますけれど、これらインターネットですね、近畿の中で大変評判が良くて、たくさんの方がみえております。これらについてで

すね、過去3年いうんですか、去年、一昨年含めて、今年です、入り込み客がですね、どういう推移しておるんかということと。

その20年度ですね、収と出ですね、何人ぐらい来はって、金、こんだけに入った。そして出した分は、こんだけと、そういうやつが分かれば教えて欲しいんと。

そこに従事しておる人が何人いらっしゃるんか、そこらへんも含めてお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） はい、お答えします。

今回、私とこの建設関係で工事請負費は、度々申し上げておりますように、町道の補修が主たるものでございまして、その他、一部、小規模な補修事業、路肩補修とかね、そういった分で、合計5,000万でございます。で、議員がご指摘の河川の堆積土の除去でございますけれども、これにつきましては、3月に20年度の同じような生活対策ということで、全額繰り越ししてございますけれども、その部分で、2,000万を予算要求させていただいて、それを今、調査活動をさせていただいております。

なお、通常ですね、県の補助金をいただいてやっておる部分、これは、1,000万ございます。ですから、20年度で生活対策の部分2,000万と、通常の1,000万、この3,000万ですね、ご指摘のいろいろな地元からの平素から聞いておりますところ、あるいは、16年災害で、まだ残骸も残っておりますので、そういった部分を可能な限り対応していきたいというふうに思っております。

この今回の7億1,400万の中には、河川対策については、入ってございません。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 南光自然観察村の件ですけれども、今日は、細かいデータ持って来ておりませんが、今の入村の状況ですけれども、昨年度からは、大幅ではないんですけども、少しずつ増えているというように感じております。正確にはデータございません。

で、1年間の実績ですけれども、これについても、この手元にはないものから、正確なことは言えませんが、トータルとしては、2万人ぐらいが利用していただいております。これも、本当に雑ばくなんですけれども、それで、収益につきましては、今までと同じように入るものと出るものと差し引きして年間、だいたい300万程度が収益。計算すれば、そうなります。

で、ここで働いている職員ですけれども、今回、緊急雇用で2人雇用しております。その分を入れて、今のところ合計で10名で交代で運営をしておるといような状況でございます。

以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 10 名でやっておるんですけれど、この方は、年間通しての雇用という格好で動いていらっしゃるんですか。

それと、後でよろしいですけれど、その収益と、その出ですね、それら、それから人数についても、今、ざっということですが、後で、分かれば、もう少し詳しい状況を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 20 年度につきましては決算で全部おさえておりますので、後ほど、データを出していきたいと思います。

で、10 人の雇用なんですけども、先ほど言いました、緊急雇用の 2 人については、6 カ月で、一応、変わっていただくという考え方で、後の 8 名ですけども、これについても、常時来ているという人は 3 名で、後は、臨時的任用ということで、週に 3 日とか、週に 1 日とかというような勤務状況で、年間通して、ほとんどの人が来てくれております。なお、8 月、9 月については、ピーク時ですので、高校生とか緊急に 2 カ月分をお願いするような状況もございます。

以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 建設課長ね、今、おっしゃった、その今回の 7 億には、その河川の土砂の撤去は入っておりませんが、昨年の繰り越しも含めて 3,000 万が県と相談しながらやっていかれるということですが、これら、やはり、一番町民が生活しておってですね、突発的な雨も含めてね、やはり晩、川の水を見に行っただけですね、眠れんようなことじゃあ、どうもならないと思いますんで、極力、そういう越えた所、越流した所、堤防切れた所も含めてね、そういう所は、重点的に河川土砂の堆積を早急に取っていただきたいと思っております。

それからですね、18 番のしょうぶ園のことですが、440 万の舗装費がついてございます。これらについてですね、私、議員になる前から、草刈やら、それから旗、しょうぶ園の案内の旗とか、雑木切り、当初ですね、10 人の方が応援に来ておりました。そしたら、腰が痛くなった。足が痛くなった。自分とこの除草だけで、もう精一杯やって、次々辞められてね、去年 3 人、そして今年、私 1 人になったんですよ。それで、何とかできたいんは、佐用高校の高校生がですね、草刈やら、花殻、そして、上郡の人がね、応援に来てくれて、やっと間に合ったような状態でございます。ですから、私が言いたいんはね、舗装はしてあげていただいて結構なんです。そやけど、梶原自治会長に、よく言ってもらいたいんは、来年、2 年、3 年後のね、将来どういう計画でやられるんか。この前、農林振興課長と横山さんが来てくれましてね、ですから、私、その時に、よく見て知恵なりアイデア出してあげてくださいよと言うておりましたんで、そのことについて、この舗装する前にね、そういう計画、農林振興課の方も含めてね、勉強して、そういう将来計画もにらんだやつを出してもらってから舗装してあげてください。そうせんと、舗装したわですね、もう来年、再来年、もうできんようになったということになったら困ると思うんです。ですから、そこら辺の状況がですね、やっぱり、応援は、私、してあげて

ね、活性化のためにいいと思うんですけど、やはり、相当年いかれてですね、もう困って  
おる状態でございますんでね、そこら辺、農林振興課長、課の人、皆、ええ知恵、アイ  
ディア出して、重々一緒に新宿の方と勉強会でもされたりしてね、将来の、そういう2年、  
3年後、どういう格好でやっていくかということも踏まえてね、お願いしたいと思いますが、  
そこらへん、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 西新宿のですね、花しょうぶ園については、はや開設して数年  
が経ってですね、大変高齢化になって、大変苦勞されているということは、私も実感をし  
ております。また、いろいろと話も聞いております。そういう中で、今のままではですね、  
中々続けていけないということがありましたので、佐用町ふるさとづくり協議会、西新宿  
入れてですね、後、今、活発に取り組みをされている他の集落も含めてですね、協議会を  
作ってですね、お互いの集落が協力しながら、協調しながらですね、そういう取り組みを  
していくということをですね、話し合っております。

で、その一方でですね、農村ボランティアの制度もありますので、そういう農村ボラン  
ティア等もですね、こう募集をしながらですね、いかにして、そういう、ここまでできて  
いる菖蒲園をですね、維持ですね、また管理、管理が一番大変なんですから、そういうこ  
とをしていくかということですね、いろいろとこう地元と話し合いをしております。そ  
ういう中からですね、1年でも長くと言ったら言葉が悪いですけども、少しでも長く続  
けていけるようにですね、やっていきたいというふうに思っています。

しかし、続けるのにはね、やはり、高齢者になってもですね、高齢者は、高齢者なりの  
取り組みの仕方っていうのは、地域の人もありますので、そのへんもですね、皆さんと共  
にですね、頑張っけて維持をしてやっていただきたい。そのためには、そういういろんな方  
法をですね、考えていきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） 他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18番（平岡きぬ系君） 7ページの住宅用火災報知器設置委託料についてお尋ねします。こ  
れは、委託料ですから、具体的にどういう形で、これが設置されるのか、ちょっと内容を  
説明していただきたいと思います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 現在、調整を図っておりますが、70歳以上の独り暮らし、または高  
齢者のみのお宅にですね、消防法の改正に伴います火災報知器を設置していきたいと。で、  
これの設置につきましては、町内業者さん等から見積もりをいただきますと、だいたい1  
戸に必要な個数が2個程度になろうかと思っております。2個程度付けまして、だいたい取り付  
け費を込みで8,610円というふうな見積もり単価もいただいておりますので、今後、この

補正予算通りますと、要綱整備等もかけながら、町内のプロパンとか電気事業者の皆さん方に、それぞれ委託してですね、実際の家庭に取り付けというのをやっていきたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今回の予算は、臨時交付金ということで、1年限りということなんですけれど、この事業については、引き続き該当について、要綱整備もしていきたいとおっしゃっておいりましたので、制度として充実、まあ、設置するということなんですね。確認です。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 一斉にやらしていくのは、今年度、単年度という形で、一部、最低限必要な家庭につきましてはですね、老人の日常生活用具の給付事業という別のメニューも残っておりますので、そちらの方で、等の対応になっていこうかと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） えっ、いいんですか。

議長（西岡 正君） はい、そうです。

11 番（山本幹雄君） 獣害対策なんで、防止網のんが出ています。先ほど、岡本さんも言われておったんですけども、大型獣のシカやシシは、かなり今、今年 2,000 頭ということで計画拳がっておるみたいなんですけども、今、大型獣だけじゃなくて、小型、中型、猿も非常にこう増えていて、困っているという要望を、かなり聞くんです。去年の一般質問でもさせてもらたと思うんですけども、近くのスイカやメロンを全部持っていかれたと言われる近所の方がおったという話をさせてもらたと思うんですけども、そういう対策について、今回取り組む、そういう予算対策的なものを考えなかったのかどうか、そこらへんちょっと伺いたい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回の獣害についてはですね、イノシシ、シカが重点であります。今、言われるような、猿とかですね、ヌートリアの対策についてはですね、まあまあ、猿については、今、追っ払いをやっているわけですけども、猟友会にもお願いしたり、

職員が行って追っ払いをやっています。

まあ、あの、頻繁にですね、こう、出てくるというのは、定期的に、こう集落が限られて出てくるところがありますので、そういう所はですね、自治会長さんとも相談しながら追っ払いをやっています。

特にですね、猿だけを特に予算をつけてという部分ではなしにですね、猿対策については、当初予算で、そこにずっと、果物とか、そういう果樹を植えてありますので、そこに居つくようであればですね、捕獲おり等の設置という形でですね、今、対策をしています。特に、今回、経済危機対策で、猿だけ云々というですね、その対策は、特別持っておりませんがけれども、通常の対策で取り組んでいけるんじゃないかなというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 猿を追っ払うてもね、ほんまに追っ払うても意味ないんですよ。今日、ここから、ちょっと直ぐ行きますわ。それで、ちょっと、あっち行って、ここ追っ払うて、あっちの集落で食べ、こっち追っ払うてあっちの集落で食べ、それで、こっち追っ払うて、また元の集落に戻って食べ、まあ、この前も、ちょっと見たんですけども、とうもろこしを非常にきれいに食べてますわ。ほんまにびっくりしますわ。で、こんな見よったら、ほんまに追っ払うだけでは、どうにもならんというのが現実ですわ。で、その方も言われておたけれど、まあ、今日は出てないと。追っ払うとうからはという形で。で、次は、あっちへ行く。あっちから、こっちへ。だから、その本当に、追っ払うだけでは、もうどうにもならないというのが、現実問題としてあるということを頭に、ちょっと入れていただいて、何とか対策を考えてもらわないと、こういう状態の中で、今、農業のね、あれが生産性が、どうのこうの言われてみても、実際、作る気を、もうはっきり言うてなくすると。シカとかシシなら、まだいいんですけど、これ猿は、もうどうにも網をしようが、何をしようが入って来ますのでね、後、大型の獣だけじゃなしに、さっきも言うたように、そのヌートリアとか、アライグマ等だったら、この柵だけでは、どうしようもない部分もあるんで、そこらへの対策も、ちょっと考えてもらいたいなという気がするんですけども、もういっぺん、ちょっと答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 猿のですね、捕獲については、中々難しいと思います。作物を守るとなったら、もう四方を囲めと。上までもね、こう囲まなければならない。それには、資材費がたくさん入りますので、そういう物に云々ということはですね、今の段階では、ちょっと難しいと思いますけれども、まあ、頻繁に出てですね、そういう一定の地域、一定の力所に出てくるというようであればですね、今までどおり捕獲したケースもありますので、捕獲をして、瑠璃寺の、観光猿園の方にですね、箱の中へ入れてもらうというような対応をとっていますので、そのへんは、また、協議をしながらですね、方法は考えていきたいと思いますが、まあ、農作物を作っておられる方もですね、そのへんのことも十分注意をしております、猿が出れば、見れば追っ払うというような形でですね、あの、あまり危害を加えると猿もかかって来ますので、そのへんは、住民も十分注意はしているわけですが、そういうふうな追っ払いという形のが、今の方法でしかないというふうに

思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） だから、そこらへんね、ほんまに、ちょっと追っ払うだけで大変かも分からんけども、何とかね、これやってもらわないと、一生懸命作った物が、中々こう、いざ肝心な時には、食べれないということになりますので。

それと、もう 1 個、これ地域活性化のんで、5 番、6 番、7 番で、太陽光パネルがあつて、まあこれ 1,000 万、1,100 万、1,100 万って言うて、これは、地域活性化ということがあるんで、当然、地元業者が、本来やれる（聴取不能）が一番いいと思うんですけども、これは、地元業者がやれる部分というのが、かなりあるんですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

11 番（山本幹雄君） 太陽光、ああ、ごめん、太陽光パネル場合ね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 太陽光パネルのみの設置であれば、地域の電気屋さんなんかも、こういう講習なんかも受けられてですね、されてるんじゃないかと思うんですけども、今後、発注については、できるだけ、その当然、地域の、まず経済対策ということの観点からですね、そういう業者、施工業者等についても、できるだけ、そういう考え方で研究していきたいと思っております。

まあ、今のところ、まだ、どういう業者さんに、どういう発注をしていくかということまでは決めておりませんので、その中で、発注段階で、よく考えてやっていきたいと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） まだ、たくさんありますか。はい、たくさんありますか。ちょっと休憩したいと思うんです。

ほな、吉井君。

〔山本君「休憩、休憩」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 休憩。

11 番（山本幹雄君） 休憩しましょうや。ちょっとトイレ行きたい。

議長（西岡 正君） はい、そしたら、25 分まで休憩します。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。  
休憩前に引き続き質問を受けます。ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 9 ページお願いします。前にもお尋ねしたんですが、保育園費で障害児の関係です。今回の緊急雇用就業機会創出基金の事業なんですけれど、ここで、臨時職員賃金が 38 万 4,000 円と、それから消耗品が 4 万 4,000 円ですが、後、備品費が 70 万なんですけれど、前は、障害のある子どもさんを預かるための費用ということだったんですけれど、この備品費等を含めてですね、どういう、具体的に、こういった形態でされるのかということをお願いします。

それから、もう 1 点は、地域活性化経済対策の関係なんですけれど、36 番の安全・安心な学校づくり事業で、配送車 4 台、食器、食缶ほか更新となっております。この説明をお願いします。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 保育園費についてのお尋ねなんですけど、これにつきましては、前回は説明させていただきましたが、臨時職員の賃金につきましては、いわゆる看護師の雇い上げ賃金であります。

〔吉井君「はい」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） 看護師。

今回預かるうとしております障害児が、いわゆる痰の吸引とか経管栄養、通常の食事じゃなしに、チューブで栄養供給しておりますので、その行為は医療行為になるということで、通常の保育士ではできませんので、今回無理に在宅の看護師さんを、保護者と調整の上、空いてる時間に保育園の方へ来ていただいて、その時間預かるという形であります。

それから、備品購入費の 70 万につきましては、そういう対象者でありますので、中々体温調節が難しいということで、夏場の暑い時ですね、どうしてもエアコンが、通常使う部屋と、それから、ランチルームと言って、給食を食べる部屋もあれしておるんですが、まあ、通常、その障害児が使われる 2 部屋についてですね、体温調節の関係から、できるだけの配慮を要するというので、エアコンを 2 部屋に設置するというので 70 万計上させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 学校給食センターの建設に伴います備品でございますが、

配送トラックでございますが、実は、あの、配送トラックを決めるのには、実は、食器を決めて、かごが決まって、食缶、食器が決まってコンテナの大きさが決まるという仕組みになっておりまして、現在使っておりますトラックが、もう20年経過したということで、それと規格が合わないということで、新たに、トラック、2トン車を、セミロングぐらいになろうと思っておりますが、4台予定しております。それで、概ね2便で町内の各小中学校へ配送できる計画を現在調整等行っております。

で、食缶につきましては、食缶、食器につきましては、概ね、1,800か1,900人程度の食事を賄います食缶、それから食器かご、食器は全部強化磁器にします。で、スプーン等でございますが、概ね食缶は970万程度、食器かごは130万程度、食器は1,000万程度、それから、スプーン等が100万円程度と、それから、調理器具が320万ほど見ております。トラックは、1台600万で現在計画しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 1点目の件なんですけど、そしたら、この看護師さんというのは、その必要な時間だけ出られて、常駐という形ではないということなんですね。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これは、中々ですね、在宅の看護師さんが、ずっと、保育園へつめていただくというのが、今、ひとの面から非常に困難でありまして、あちこち町内にいらっしゃる在宅看護師さんに当たったんですが、中々、毎日、保育園の開設時間に保育園の方へ来ていただくというのが無理であります。ですから、今のところ、だいたい週に2回程度看護師さんに詰めていただいておりますね、その看護師さんの勤務している時に保育園で預かるというのを保護者の、お母さんと、いろいろ調整してですね、この方が、ちょうど年長児、来年小学校へ上がる世代でありますので、他のいわゆるサービス、障害者サービスも使われておるんですが、それと併用しながら何とか地元の保育園も通ったという実績と言うんですか、そういう気持ちを汲んで欲しいというお母さんの申出がありますので、何回も、担当の、その子どもの担当医、お医者さんも入っていただいておりますね、いろいろ調整して、今現在で、最大できる範囲ということで、看護師さんの曜日を決めていただいて週2回程度、看護師さんを保育園に来ていただいて、その看護師さんのいる間のみ、その子どもを預かるというふうな対応を進めております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、3回目です。はい。

20番（吉井秀美君） 食缶なんですけれど、幕山の小学校の給食を佐用のセンターから持って行き始めましてですね、温かい物を、温かい状態で運べるようにということだったん

ですけれど、実際には、かなり冷めるというようなことを聞いております。

で、センターにして、車で配送するということは、調理の時間がどうしてもね、これはもう致命的な問題なんですけれど、配送時間のために、少なくとも30分、40分は、調理時間が短縮されてしまうという問題について、今、自校方式でやっている所との協議はね、どういう状況なのかなと思うんですけど、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 幕山小学校は、非常に学年ごと、それから複式になっている教室等がございますが、非常にこう児童数が少ないために、どうしても食缶が2種類ございます。大きいのと小さいの。できるだけ、たくさん入れた方が、こう冷めにくいんですけども、どうしても食缶の容量に対して量が少ないと、その間、こう冷めやすいということで、非常に、そういった面心配をしております。実際に、議員おっしゃるとおり、幕山の場合は、非常にこう、冷めているということも現実だと思えます。

ただ、今の段階では、佐用の給食センターでもそうですが、概ね、11時に仕上げて、12時までに、それぞれの学校へ届けたいという形で、現在、給食運営委員会、それぞれのPTAの役員さん方が入っていらっしゃる組織がございますが、その組織の中で、どうやって、できるだけ温かい物を、どうして届けていくかということを現在、知恵を出し合いながら検討しているのが現実でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第65号、平成21年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第66号、平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について、質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 3 ページのですね、10 番、下、いわゆる消火栓の整備点検業務委託料の 840 万でございますけれど、これは、どこへ委託してですね、これ消火栓を、いわゆる町内くまなく全部という解釈ですか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 消火栓の点検につきましては、地上型につきましては、業者の方へ発注したいと考えております。

それから、今回地上型の分を 840 基するんですけれども、残りの 1,045 基、地下式ですけれども、それにつきましては、緊急雇用の方で委託したいと思っております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島・・・ああ、鍋島君じゃなしに、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 同じとこですけれども、今度、一般化、今、関連で答えられたと思うんですけれども、消火栓の点検についてはね、地下式の点検については、各消防の分団の方で、今まで消火栓の点検もあわせて、それからホースと、それから筒先なんかの備品なんかも点検もってやられたと思うんですけれども、こっちの方でやられた方が、地域の実情もよく分かって、消防団と地域の人も合わせてやった方が、消防に対しての方からも、わざわざ、これ別にしてね、その緊急雇用対策ですから、シルバーの方が点検されるにせよ、そっちの自治消防の方でやられた方がいいと思うんです。その点、消防、住民課の方どうですかね。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。えっ、消防の方ですか、こちら。

6 番（金谷英志君） 住民課の方に。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 再ほど議員おっしゃいましたように、その消火栓につきましては、各防災自治組織の中で、毎月の点検の方はされてると思います。

ただ、今回の、この整備点検につきましては、もっと詳細な点検になっていくと思うんですけれども、そこらへんは、水道課長の方でお願いします。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 地下式の点検ですけども、点検だけでなくして、長い間放置されているのがありますので、一度全部を開けて掃除をしまして、それから、消火栓内に、土砂が入っているのがありますので、そういうのを掃除を、そういうのの取り除きも含めて、今回行いたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 長い間放置されていると言うんですけれども、私が分団におった時でもですね、消火栓については、ちゃんとできるようにして、その、放置しておる状況が、今、あるんですか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 地域によってですけども、それこそ2カ月に1回、きちっと、そういうふうに行われている所もありますし、それから、もう長い間、こう、開けてないものもあります。地域によって、いろいろあるんですけども、今回、地上式も行いますので、地下式も、同じように、きちっと整備したいと思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） その関連ですね、この問題は、合併前にね、中上月の垣谷商店さんところで災害があったときにね、あの時に、蓋が開かなかったということで、合併後も、町長に、この問題、検討で、質問したわけですけども、その時から以来ね、その後も、大下議員なんかも質問しておるんですけども、勿論、点検は、しなきゃいけないんだが、とりわけ国道のね、この交通の頻繁な所での消火栓というのは、非常にね、そういった障害になりやすいということで、検討検討ということで来ているんだが、こういう危機にね、とりわけ必要な力所での、そういう地下式の地上式への変更とか、そういったことは、なぜ、全ての地下式がやるんじゃないですよ。とりわけ、そういう障害の出そうな所、そういったことは、検討を、なぜされなかったのかというように思うんですけども、そのあたりは検討されていますか。検討されているとしたら、何基ぐらい変換必要で、予算的には、どのくらいというようなことも出しておられますか。その点を伺っておきます。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 支障のある地下式につきましては、今のところは何基ということは把握しておりません。ただ、今まで、ちょっと点検していた中で、現場へ行って開かない物とか、それから古い物で国道に設置されている物、それで、そういう物に、頻繁に開き

にくくなる物があります。それにつきましては、今年度も2基分でしたか、予算計上しておりますので、地元と調整しながら、地下式を地上式に変えたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 聞いとんですけども、あの、町長、この際、こういった必要な力所での、非常にいい時期じゃないかと思うんですけど、そのあたりいかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） このことはね、前に、そういう火事があって、いろんな問題があったということ、いろいろと大下議員から指摘もいただきまして、特に、久崎の町中のですね、消火栓と、非常にまあ、現地で見ても問題があるということ、そういう所を、緊急な所は、早く、その地上式に変えていきたいと、で、まあ今年も、そういう予算化をさせていただきました。

で、今回の臨時交付金につきましてもですね、それは、当然、検討を指示したんですけども、やはり今回まあ、どうしても今年度1年間です、この事業を完了しなきゃいけないと。地上式、地下式を地上式にするというのは、工事だけの問題じゃなくってですね、土地の問題、非常にまあ、地下式にしてあるという理由がですね、中々、地上式の消火栓を設置する場所側の問題等が、の問題から、そういう状態になっている所もありまして、それを、何基、これをきちっと、後、残された1年間の中でですね、事業ができないと。するの難しいだろうということ、これは、今後、逐次、そういう問題のある力所を点検しながらですね、できる場所があれば、計画的に地上式に変えていくということは、取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでね、そういう考え方をご理解いただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結します。

これより本案について採決に入ります。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第66号、平成21年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 . 発議第 2 号 佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定について撤回の件

議長（西岡 正君） 続いて日程 5 に入ります。

日程第 5、発議第 2 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定について撤回の件を議題といたします。

片山議員の方から、発言の申し入れがありますので、片山武憲君。

3 番（片山武憲君） はい、失礼します。3 番議席の片山でございます。

6 月 25 日に動議として提出いたしました、佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定についてですが、内容に錯誤があったために、この件について 6 月 29 日に事件撤回請求をしました。

同じ日に議員発議として佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを提出しております。内容は、同じでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（西岡 正君） お諮りします。ただいま議題となっております、佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定について撤回の件を、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。従って、発議第 2 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の制定について撤回の件は、許可することに決定いたしました。

---

日程第 6 . 発議第 3 号 佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について  
（委員長報告）

日程第 7 . 請願第 2 号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6 ないし日程第 7 を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

発議第 3 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、及び、請願第 2 号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願についてを一括議題といたします。

ここで、発議第 3 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、提出者は、先ほど説明がありましたので、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、説明を省略いたします。  
暫く休憩します。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。  
本件については、所管の議員定数適正化調査特別委員会に、閉会中の継続審査を付託いたしておりますので、議員定数適正化調査特別委員会委員長の審査報告を求めます。  
委員長、敏森正勝君。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

17 番（山田弘治君） これ、今その、事務局長が、その、委員長報告について配り物するんですけども、これ、請願 2 号、3 号、これ順序逆じゃないんですか。この日程の 20・・・

議長（西岡 正君） 暫く休憩します。

午前 11 時 46 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を再開します。  
委員長、報告をお願いします。

〔議員定数適正化調査特別委員長 敏森正勝君 登壇〕

議員定数適正化調査特別委員長（敏森正勝君） それでは、よろしいですか。

議長（西岡 正君） はい、よろしいです。

議員定数適正化調査特別委員長（敏森正勝君） それでは、発議第 3 号の方から、第 28 回定例議会の最終議会、6 月 25 日において、片山議員より発議のありました条例の一部改正する条例の案件が出されましたが、委員会付託となっておりますので、先日、7 月 3 日の特別委員会に審議いただきました。これも全員で構成する委員会であり、内容を十分な報告とまではしませんが、発議提出者、片山議員に対して説明を求めています。

まず兵庫県の町議会の中で、どの町が、どれだけの定数なのかということ判断されて佐用の 18 を決められたか。あるいは、町民の声は、16 にしなさいと言われていたりとか、いるがとか、民意の問題で、議会は、どうあるべきか。次のステップとはどういうことかなど、質疑を行いました。結論を出すことができず、閉会中の継続審議となりました。

なお、本日、午前 9 時より継続審議となっております発議第 3 号については、3 日の委員会で質疑は終了しておりましたので、討論を行い採決をし、起立多数で可決することに決めています。

以上、報告を終わります。

また、請願第2号、佐用町議会定数削減を求める請願について、第28回定例議会において委員会付託を受け、佐用町議会議員定数の削減を求める請願について、6月18日、22日に審議しましたが、委員会付託となり7月3日午後0時59分より午後5時24分まで非常に長い間休憩時間を取りながら審議していただきました。この委員会も全議員で構成された委員会でありますので、内容的には、十分な説明はしませんが、財政の問題、請願の署名者の重み、請願代表者との意見の問題、削減すれば、委員会構成はどうなるかなど、審議いただきましたが、質疑を終了し、討論に入り、反対討論9名、賛成討論8名による討論を行い、終結し、採決をして賛成者少数により不採択とすることになりました。

以上、簡単であります。付託を受けました、請願第2号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願についての報告といたします。

なお、詳しく知りたい方は、議事録参照いただきますようお願いいたします。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 動議ですね。

7月3日の議員定数適正化調査特別委員会において、請願第2号、佐用町議会議員削減を求める請願についての請願は、採決されると信じていたのですが、残念な結果となりました。

しかし、議員個々には、いろいろな考え方があります。定数に関しては、議員自らが、決定すべきとの考え方、この考え方も正しいと思います。しかし、今日、これだけの署名が出て来た以上、われわれ議員としては、この民意に応えるべきと考えます。その民意を尊重する中で、議員自らが決定することも踏まえ、議員定数一部改正として、定数16名を動議として提案いたします。

ご同意を賜りますよう、お願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、賛成者がいらっしゃいますので、動議は成立いたしました。

ここで、追加日程に入るわけですが、暫く、ちょっと事務局長のだんどりがありますから、暫く休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時58分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を再開します。

先ほど、新田議員の方から動議が提出されました。

そして、お諮りして動議は成立いたしましたけれども、議員の方から、質疑を終結した後の方が望ましいのではないかという、そういう発言がありましたので、議長として、その方向を取らせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、ご異議なしということで、それでは、質問があり

ましたら、お願いします。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。  
それでは、新田さん、先ほどの件、もう一度お願いします。

2番（新田俊一君） それでは、動議を提出します。

7月3日の議員定数適正化調査特別委員会において、請願第2号、佐用町議会議員削減を求める請願についての請願は、採決されると信じていましたが、残念な結果となりました。

しかし、議員個々には、いろいろな考え方があります。定数に関しては、議員自らが決定すべきとの考え方、この考え方も正しいと思います。

しかし、今日、これだけの署名が出て来た以上、われわれ議員としては、その民意に応えるべきと考えます。その民意を尊重する中で議員自らが決定することも踏まえ、議員定数一部改正として、定数16名を動議として提案いたします。ご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、暫く休憩します。

午後00時00分 休憩

午後00時12分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を再開します。

ただ今、新田俊一君から佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを日程に追加して議題とすることに動議は提出されました。

ここで、1人の賛成者があれば、動議が成立いたしますので、日程に追加して、審議をしたいと思います。

ここで暫く休憩します。昼食休憩に入ります。午後1時15分まで休憩いたします。

午後00時12分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き審議を進めます。

佐用町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしでございますので、

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議ありの声があります。

それでは、採決いたします。この動議に賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 11対9で、9対11で動議については、否決されました。  
ここで暫く休憩します。

午後01時16分 休憩

午後01時22分 再開

副議長（大下吉三郎君） それでは、議会を再開いたします。

〔「何で副議長がするん」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） 先ほど、西岡 正議長の方から、議長辞職願いが提出されております。この内容等については、事務局の局長の方から説明を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、辞職願いが出ましたので、朗読させていただきます。辞職願、佐用町議会副議長、大下吉三郎様。第28回、佐用町議会定例会で議員定数適正化調査特別委員会に審議を付託されました、佐用町議会議員定数の削減を求める請願については、不採択という私から見れば、誠に残念な結果となりました。議員それぞれの考え方はありますが、議長という職として責任を感じています。よって、その職を辞することで、少しでも請願を出された住民の皆様との関係が、良い方向になるのではないかと考えます。残された任期は、一議員として、住民の声を反映して、町が発展していくことに全力を尽くしたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、何卒ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

平成21年7月6日、佐用町議会議長、西岡 正。

以上でございます。

副議長（大下吉三郎君） お諮りいたします。朗読のとおり西岡 正君の議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

〔西岡君「ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 順序として、諮っていただければならないと思いますし、当然、諮っていただく中においては、私は、席を外さなければならない。そして、皆さん方のご意見を出していただきたい。それが、順序ではないかと思うのですが、もし、それで、ここにおいて方向が出るのであれば、それ、私は、とやかく申しません。

〔鍋島君「ここにおいてええか言いよんや」と呼ぶ〕

〔山本君「やっぱり本人は、退席され（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔西岡君「いや、だから諮ってもらう。諮ってもらうために、そうせないかん」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） それでは・・・

〔山本君「1回休憩しましょうや。いきなりポツと言われたって、僕ら、あつと言われましたよ  
うにな、考える時間をもらえへんと、そういう方向で出た文書、これ重要なことやで  
な。休憩せんとやってもええんやけど、それは、ちょっと議長、副議長が判断すれば  
ええことやで、ちょっと、こう休憩しましょかって言うてくれれば、皆が、ちょっと  
こう相談するし、考えられるし、いきなり、ポンと言われて何のこっちゃいないう話  
の中で・・・」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） はい、それでは、休憩をいたします。時間は、40分まで、暫時休憩  
にしましょか。

〔森本君「暫時休憩でええがな」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） それでは、そのようにいたします。

-----  
午後01時25分 休憩

午後02時12分 再開  
-----

副議長（大下吉三郎君） それでは、再開をいたします。  
議長職辞職の件を議題といたしたいと思います。西岡君の退場を願います。

〔西岡君 退場〕

副議長（大下吉三郎君） それでは、お諮りいたします。西岡君の議長の辞職を許可すること  
に賛成の方は、起立によって、

〔「挙手じゃないんやね」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） 起立によって行います。

〔賛成者 起立〕

副議長（大下吉三郎君） 賛成、多数であります。よって、ご異議ないと認め、あつ、西岡君  
の議長の辞職を許可することにいたします。

それでは、西岡君の、

〔吉井君「人数何人」と呼ぶ〕

〔鍋島君「人数教えて」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） えっ？

〔鍋島君「人数教えて、人数」と呼ぶ〕

議会事務局長（大久保 八郎君） えっ、人数。

〔鍋島君「賛成何人」と呼ぶ〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11名。

〔鍋島君「11名、はい」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） それでは、西岡君、議長呼んでください。

〔西岡君 入場〕

副議長（大下吉三郎君） それでは、ただ今、議長が欠員となりました。従って、まだ案件が  
ですね、2題残っております。このことにつきまして、今後、どのような形で進めていく  
か、お諮りをいたします。

〔西岡君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい。

22番（西岡 正君） 皆さん、ありがとうございました。ありがとうございます。

先ほど、副議長の方から次の進め方についてお話がございました。1つの町の議会であり  
ますので、ひと時も議長が不在ということはできません。もののルールからしますと、  
当然、そういう状況の中で、日程に選挙を追加し、本日決めていただくというのが、一番  
望ましいと、このように思いますので、私は、そういうふうをお願いしたいと思います。  
副議長にも、そのことをお願いしたい。

〔森本君 鍋島君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、森本君。

21番（鍋島裕文君） 私は、ただ今、辞職許可されましたけれども、

副議長（大下吉三郎君） 森本。

21番（鍋島裕文君） 残りの案件はね、当然、そのために副議長があるわけですから、副  
議長がされて、議長選挙は、最後に日程追加で行うという形で、スムーズに運用してい  
ただきたい。そのように思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） 異議なしの声であります。従って、それでは、今後の運営につ  
きましては、副議長の私が、進行していきたいと思いますが、異議はございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） それでは、議題であります・・・

〔高木君「多数決採らんでええんか」と呼ぶ〕

〔森本君「採らなあかん」と呼ぶ〕

〔高木君「採らなあくまいが」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） ああ、採決。今、異議なしあったん違うんかいな。

それでは、採決を取っていきたいと思います。

先ほど、私自身が、議長をしていこうという話を今しましたけれども、そのことにつきまして、採決をしていきたいと思います。

副議長にですね、今後の進行を進めるということに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔高木君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい。

10番（高木照雄君） ルールから言いましたらね、一応、議長を選考するのが、最初のあれだということになっとったんじゃないですか。一応、県に聞いた場合は。それをとってもらってから、次の段階に入っていたらいいと思うんですけども。

副議長（大下吉三郎君） 先ほどですね、鍋島議員の方から、後の日程につきましては、副議長の方で進行していけという意見があったと思うんですが、それにつきまして、そのようなことで、副議長で執行していけということと、議長選出につきましては、この議会終了後、終了後じゃなく、この提案が、案件が終了後、議長選を行っていくということの提案があったわけですから、そのことにつきまして、今、採決を再度とっていきたいと、このように思います。

まず、今後の議事運営については、副議長が執行していく、並びに、その終了後、議長選出に入っていくということでお諮りしたいと思うんですが、異議ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

〔「挙手取らな、挙手」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） 賛成の諸君の挙手を願います。

〔鍋島君「挙手ね」と呼ぶ〕

〔賛成者 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） 挙手、多数であります。よって、私が議長を務めさせていただき、と、終了後、議長席の選考を検討していくということにいたします。

それでは、議事に移ります。

第6、発議第3号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部改正を、条例について、委員長報告をいたします。

〔「終わった」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） ついてに続きまして、これから、討論を行います。

まず、発議第3号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告に、反対討論の方ありますか。

〔矢内君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、矢内君。

14番（矢内作夫君） 発議第3号、佐用町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について反対の討論をいたします。

今議会、住民の皆様方より提出を受けました議員定数の削減に対する請願が出されました。住民の皆様方の民意を、1枚の請願書に託し、4,725名の署名捺印を添え提出されたわけであります。数回の特別委員会の中で審査をし、先日採決をしたところ、不採択と決しました。請願の紹介人として、本当に署名をされた住民の皆様方に対し、改めて、心よりお詫びを申し上げますところであります。本当に残念であります。

個々の議員の考え方も十分に考えながら、この請願が採択されるよう私なりに努力はしたつもりであります。まあ、力及ばず、誠に残念であったこと、本当に申し訳ございません。住民に対して、心からお詫びを申し上げますところであります。

今議会、唐突に出された定数18の条例改正、何ら根拠なく、ただ、ここへ来たら、下げないわけにはいかない。2名ぐらいお茶を濁そうという本当に町民を愚弄した提案であります。民意を反映しない、この提案には、絶対に賛成することはできません。以後、9月議会、12議会、民意を反映すべく、今後努力することを申し上げ、反対討論といたします。

副議長（大下吉三郎君） 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） 鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 議員定数条例の一部改正議案の賛成討論をいたします。本議案は、現行定数20を18に削減するものであります。本来ならば、議員定数の削減は、町民の声が議会や町政に届きにくくなる点や、行政の監視が、弱体化していくことなどを考慮するならば、決して認めるわけにはいかないというのが、共産党町議団の見地であります。

ところが、この議員定数問題を巡る佐用町議会の局面は、実態として、議員定数を18に削減するか、16に削減するかの二者択一になっているわけであり、これは、好むと好まないにかかわらず判断せざるを得ないものであります。この現実を直視するならば、町民の議会への参加を、より広げる上からも、また、議会機能をより低下させない観点から、この定数18への削減案に賛成するものであります。以上です。

副議長（大下吉三郎君） はい、他に討論ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） 反対討論、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4番議席、岡本です。18名に対して、反対討論をさせていただきます。

議会、私達が、適正化調査特別委員会を今日も含め6回、多可町へ行きました研修も重ねて7回という協議を重ねてやって参りました。町民の総意であります4,725名の重きを受け止めて、われわれは、何とか、その16名に持っていきたいという思いがございました。

今、皆さんがご存知のように、赤字国債の借金が450兆円と国と地方がございまして、われわれが、なぜ、この合併をしたかということは、国がもうやれないような状態になっており、佐用町も、今年度56億3,550万円の交付税もっておりますけれど、その金額についても、いつまでも、こういう金額がもらえることができません。ですから2015年には、その赤字国債がですね、1,500兆円にも達する見込みであり、更に国としては、もう道州制も考えてですね、そういう今の地方の市町村を、まだ更に半分ぐらいに切り込んでいかないと得れないような状態にもなっております。いつまでもですね、そういう交付税に頼っておるようでは、佐用町も、そういうことでは、いけないと思っております。

ですから、そういう終戦後ですね、マッカーサーが、日本が世界を相手にして戦った時にですね、世界に類のない無条件降伏をした時ですね、預金閉鎖と国債や証券が紙切れとなりました。国家破産した時の現在よりは、その時より更に悪くですね、金利3パーセント上がれば、3.75パーセントになれば、税収が、政府税収、2007年で、約44兆円でございますけれど、40兆円が金利で吹き飛び、10年後35億の交付税がもらえるだろうと言われておりますが、それらも、危うくなる恐れがあります。佐用町は、人件費、職員、今現在400近くおまして、31億4,551万円かかっており、佐用町でいただける町民税、固定資産税等、全部でもらえる金額が、23億8,240万円と、人件費だけでも足りません。合併して、特別交付金等もあり、現在の健全な今こそ、5年、10年先を見据えて、そういう、われわれ、政治に携わる者が、襟を正して行財政計画を進めていかないとしないと、私は、思っております。

県下の12の町の中で、佐用町のように、人口、そして面積も多い所でさえ、18、16、14、12となっております、20人という所は、佐用以外ありません。ですから、私は、多可町のように、2万4,000人、人口の所でも、そういう18を14に全員が賛成して可決しております。やはり、そういう行為を、われわれ議員としてもとるべきであり、とても残念に思っております。

ですから議員われわれも、更に勉強をし時代について行くべきことで、町民の付託に答えて、町民の声は天の声として聞き取らなければならないと、私は、思っております。

ですから、18というお茶を濁すようなことでは、全く賛成することはできません。以上です。

副議長（大下吉三郎君） 他に、賛成討論の方おられますか。

〔吉井君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。発議 3 号に賛成の討論をいたします。

町議会の役割は、第 1 に町政のあり方を、あらゆる角度から検証し、チェックするとともに、第 2 には、町民の声を町政に反映し、政策の実現を図ることです。そのためには、一定の人数が必要です。経費節減のために議員を減らすべきだという意見が大きくなっていますが、議員の数を減らすことは、住民の利益を守るべき地方自治の根本を損なうものです。最も避けなければならないことだと考えます。

しかし、現段階で 16 か 18 かの局面に来て、私は、民主主義を守る立場から 18 を選択するものです。

以上です。

副議長（大下吉三郎君） はい、反対討論。

〔西岡君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、西岡 正君。

22 番（西岡 正君） 佐用町は、平成 17 年 10 月に 4 町が合併をいたしました。以前は、54 人という多くの議員がいらしたわけでありまして、議員それぞれが自分達が失職することも省みずですね、省みずというのか、考えた上で、佐用町は合併しなければならないということで、合併することになったわけでありまして。

その後、半年間の残任期間において、再度選挙をいたしました。その中で、数字は忘れましたが、35 人の立候補者があったと思うんですが、その中で、やはり今まで議員とやってきた中で、自分が町の将来のために、議員として頑張りたいという方が、たくさんいらしたと思いますし、そして、そういう方が、議会に出馬することを断念し、そして、また、出馬したけれども、当選できなかった多くの、われわれ仲間の議員がいらっしゃいます。そういう状況の中で、皆さん方は、町の将来をかけて合併を望んだわけでありまして。

で、今回も、合併後ですね、財政的には、非常に厳しい状況があるということで、それから、各 3 年半経つわけでありまして、町長の努力は勿論でありますけれども、住民の皆さん方の自分達でやらなければならないことは、自分達でやらなければならない、ということの鉄則の中で、今の財政状況があると、私は、思っております。

そこで、地方交付税等の話も出ておりますけれども、今の現状で、議会の議員が 20 人であろうと、25 人であろうと、3 年や 5 年することについては、何ら佐用町の財政が傾くとは思えません。しかしながら、やはり子ども達、孫達のため、いわゆる一般算定になる今から 11 年先のことを考えて、今から少しでも経費を削減して、将来を見通そうやないかということをして住民の皆さん方も、そう考えられたと思いますし、私としては、そう考えて参りました。

で、そういう中で、住民に経費削減をしていただく上においては、やはり、よそから見ると、その議員定数が、非常に少ないという状況であれば、それは、おっしゃる、皆さん方おっしゃる、今、賛成の方がおっしゃることも分かりますけれども、よそから比べて非常に多いという状況の中からは、やはり議会の議員も経費削減に率先して、11 年先、12 年先に孫子のためにやるために、ここで 6 人減るわけでありまして、500 万ずつ減れば、3,000 万が経費削減できます。そうすると、10 年で 3 億 3,000 万円が経費削減でき

るわけです。その時のために、やはりわれわれが住民に手本としてしなければならないんではと思います。

先ほど来より、共産党の議員さんの方においてもですね、18人に賛成されましたけれども、民報を一連して見ますと、26人が正当だという、民報が出されました。それから、また、20人がええという民報も出されました。けれども、終始一貫して、共産党の議員は、今も吉井さんが言われたよおに、定数を削減することは望ましくないということでありませう。そうしますと、今の現状から考えて18でいいということでは賛成すればですね、これは、紛れもない保身にのけて他に何もないと。自分達の議席を、少なくとも増やして残りたいという、そういう一念しか、私には、見えません。

けれども、残念なことに請願は否決になりましたけれども、本18にすることについては、反対でありますし、今でも16にさせていただくことを望んでおります。

以上、反対の討論といたします。

副議長（大下吉三郎君） 賛成討論の方、ありませんか。

他に、討論はないようですので、

〔岡本安君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、岡本安夫君。反対討論。

13番（岡本安夫君） 反対討論いたします。先ほど来、矢内さん、岡本さん、そして西岡さんと、だいたい重複することになるんですけども、本当こう、委員会の中でですね、16か18かということで、二者択一という状況になっていったということなんですけれども、そこですね、その、と言いながら、あるいはこう、町民の声を聞くためにとか、民主主義を守るためにと言いつつも、これたった後2人なんです、これは何でできなかったか、もう一步、こう踏み込んで、なぜできなかったか、本当にこう、町民の声を真摯に聞くという立場であれば、皆さん、ここでもう一步踏み込んで、なぜできなかったかというのが、今でも残念でなりません。

4,725人、そして、参考人も出ていただいた坂口氏の思いをもう一度思い起こしていただいて、町民の声を真摯に受け止め、議会の信頼に応えるためにも、この18人では駄目だということで、更に、矢内議員と同じように、これから、9月、12月と、更に、このことについては、また、努力して参りたいと思います。そういう思いを込めまして反対といたします。

副議長（大下吉三郎君） はい、賛成討論ありませんか。

〔新田君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） 反対、はい、新田議員。

2番（新田俊一君） ただ今、反対もしくは賛成のお話を聞いておりましたんですけども、私は、このことに対して反対をいたします。

佐用町議会議員の定数削減についてですが、第3の発議についてですが、片山議員が動議を出されて、特別委員会の閉会中の審査事項をすることで可決されているのに、特別委員会を開く前に発議第2号及び3号の発議を議長に提出されていることは、不自然だと考

えます。

また、定数 18 については、あまり議論もされていないし、これについて、お互いに話し合ったこともない状況であります。この状況の中で、定数削減 20 人から 18 人という提案は、請願者が提出された請願に対して、応えにならないと考えます。

議員は、町民の声を聞いて、請願書の中の定数 16 について、よく話し合いをして、主権在民の見地から民意を反映すると考えます。議員自らが、定数削減を図り自身を（聴取不能）ことが大事だと思います。

ゆえに、本案件の 18 名の定員につきましては、反対をし反対討論といたします。

〔高木君 挙手〕

副議長（大下吉三郎君） はい、高木議員。

10 番（高木照雄君） 10 番、高木です。委員会では、請願が不採択になっておりますけれども、まだ本会議では採決とっておりません。どうか、今、反対討論された方々、または議員の方々に、この 4,725 の町民の本当にこう、佐用町を思う気持ち、ここで再度委員会で否決された請願を、この本会議で通していただきたいと思います。

それによって、この 18 に対する反対討論とします。

副議長（大下吉三郎君） 他に、討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

それでは、表決に移りたいと思いますが、これより、発議第 3 号を、採決し、この採決は、起立によって行いたいと思います。

発議第 3 号について、委員長報告は、可決であります。発議第 3 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決とすることに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

〔西岡君「副議長、何対何ぼですか」と呼ぶ〕

副議長（大下吉三郎君） 11 対 9、起立多数であります。よって発議第 3 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、発議第 3 号、佐用町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することが決まりましたので、請願第 2 号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願については、不採択、と確認させていただきます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） 異議なしの声です。

それでは、後、まだ議事がありますので、暫く休憩をいたします。暫時の方がええな。それでは、暫時休憩といたします。

午後 0 2 時 3 9 分 休憩

---

午後03時05分 再開

副議長(大下吉三郎君) それでは、再開いたします。

---

追加日程第1. 選挙第1号 佐用町議会議長の選挙の件

副議長(大下吉三郎君) 佐用町議会議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(大下吉三郎君) ご異議なしと認めます。  
佐用町議会議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。  
それでは、議場閉鎖を願います。

〔森本君「傍聴のこと言いよんかな」と呼ぶ〕

〔「傍聴ええんか」と呼ぶ者あり〕

〔「傍聴ええんや」と呼ぶ者あり〕

〔「傍聴者はええんですか」と呼ぶ者あり〕

〔西岡君「あかん?」と呼ぶ〕

〔山田君「あかんやろ」と呼ぶ〕

〔岡本義君「ええんやって」と呼ぶ〕

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

〔山田君「議場閉鎖するぐらいやさかい」と呼ぶ〕

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

副議長(大下吉三郎君) 暫く休憩します。

---

午後03時06分 休憩

午後03時07分 再開

副議長(大下吉三郎君) それでは、再開します。

〔議場閉鎖〕

副議長（大下吉三郎君） ただ今の出席議員は 21 名であります。

お諮りいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、開票立会人 2 名を決めたい  
と思います。

開票立会人は、副議長において指名することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） ご異議ないと認めます。よって、副議長より指名をいたします。

18 番、平岡きぬ系。19 番、森本和生。和生君。この 2 名を指名いたします。これにご  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、事前に立候補の周知をしておりませんので、全議員の 21 名が被選挙人となるこ  
とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大下吉三郎君） 異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

副議長（大下吉三郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔配付漏れなし〕

副議長（大下吉三郎君） 配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

副議長（大下吉三郎君） 異常なしと認めます。

これより議会議長の選挙を行います。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人  
の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいた  
します。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、投票順序を読み上げさせていただきます。

1 番、石堂議員。

〔1 番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2 番、新田議員。

〔 2 番 新田俊一君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3 番、片山議員。

〔 3 番 片山武憲君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4 番、岡本義次議員。

〔 4 番 岡本義次君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 5 番、笹田議員。

〔 5 番 笹田鈴香君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 6 番、金谷議員。

〔 6 番 金谷英志君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 7 番、松尾議員。

〔 7 番 松尾文雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 8 番、井上議員。

〔 8 番 井上洋文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 9 番、敏森議員。

〔 9 番 敏森正勝君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、もとえ、10 番、高木議員。

〔 10 番 高木照雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、山本議員。

〔 11 番 山本幹雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、大下議員。

〔 12 番 大下吉三郎君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、岡本安夫議員。

〔 13 番 岡本安夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、矢内議員。

〔 14 番 矢内作夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、石黒議員。

〔 15 番 石黒永剛君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、山田議員。

〔 17 番 山田弘治君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、平岡議員。

〔 18 番 平岡きぬ糸君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 19 番、森本議員。

〔 19 番 森本和生君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 20 番、吉井議員。

〔 20 番 吉井秀美君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 21 番、鍋島議員。

〔 21 番 鍋島裕文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 22 番、西岡議員。

〔 22 番 西岡 正君 投票 〕

副議長（大下吉三郎君） 投票漏れはございませんか。  
投票漏れはないと認めます。  
投票を終了いたします。

〔 投票箱閉鎖 〕

副議長（大下吉三郎君） これより開票を行います。  
開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔 開 票 〕

副議長（大下吉三郎君） 選挙の結果を報告いたします。

山田議員、10票。西岡議員、9票。新田議員1票。大下議員1票。以上であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。従って、よって、山田弘治君が、議会議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました山田君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、山田弘治君に当選の告知をいたします。

議場閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

副議長（大下吉三郎君） 暫く休憩をいたします。

午後03時19分 休憩

午後03時28分 再開

副議長（大下吉三郎君） それでは、再開をいたします。

山田弘治君の議長就任のあいさつを受けます。議長席にどうぞ。

議長（山田弘治君） 西岡議長の突然の辞意表明で、非常に私自身もびっくりしたわけがありますけれども、やはり、それに対して、決断をしなければならないという1つの中で、私が、西岡議長の後を受けまして、議長に当選をさせていただきました。

これからも大変厳しい運営になろうかと思いますが、皆さん同様、町民の皆さんの福祉向上に向けて、行政と共に進めていきたいと思っておりますので、何卒、皆様方の一層の協力をいただきますことをお願い申し上げまして、就任のあいさつにかえさせていただきます。

〔拍手〕

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 西岡、議長の方から、前議長の方から発言を求められておりますので、許可をしたいと思います。

22番（西岡 正君） 失礼します。（聴取不能）の町長をはじめ職員の皆さん方には、急に議長の辞職ということで大変（聴取不能）の関係（聴取不能）と思います。

私は、3月の24日に住民から出されました請願または、その後の動議も含めてでありますけれども、住民の4,725名の住民の、その意思を生かすことができなかった、そういう状況から考えました時に、後々のいろんな問題も考えました中で、その最高責任者として、議長として、辞職をすることが、町民の署名いただいた町民の皆さん方の気持ちが、少しでも和らげないかなと、このように判断をいたしました。

提出させていただきましたところ、皆さん方にお認めいただいて、感謝いたしておるところでございます。

今後、残された期間は短いんですけども、今後も一生懸命議員として町発展のために議長という経験も生かしながら頑張っていきたいと、このように思っておりますので、今後とも、よろしくお願ひしたいと思います。

本当に、申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

〔拍 手〕

議長（山田弘治君） 西岡前議長のあいさつ、発言は終わりました。

---

議長（山田弘治君） 先ほど、大下副議長から副議長辞職願いが提出されております。事務局の方から、朗読させたいと思います。

議会事務局長（大久保 八郎君） 辞職願。

佐用町議会議長、山田弘治様。

この度町民からの、議員定数適正化の請願に対し、議会副議長として、町民 4,725 名からの請願は重く受け止めなければなりません。

21 名全議員は町民からの要望は深く重いものであり、請願に対し謙虚に努力するよう、その取りまとめに全力をあげて話し合ってきましたが、私の力不足により、その結果が得られず町民、請願者にお詫びをし、副議長としての責任をとり辞職いたします。

平成 21 年 7 月 6 日、佐用町議会副議長、大下吉三郎。

以上でございます。

議長（山田弘治君） はい、朗読終わりました。

お諮りをいたします。副議長辞職の件を議題といたします。

大下吉三郎君の退場をお願いします。

〔大下君 退場〕

議長（山田弘治君） お諮りをいたします。大下吉三郎君の副議長職の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認め、よって、大下吉三郎君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい。

14 番（矢内作夫君） 意思表示するん違うんかいな。

〔岡本安君「採決」と呼ぶ〕

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

14 番（矢内作夫君） 採決と違うん。

〔「ええんか」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 異議なしでいきます。

14 番（矢内作夫君） 異議あり。

議長（山田弘治君） 異議あり、ほな、採決を取ります。  
異議がありと出ましたので、採決を取ります。

〔矢内君「（聴取不能）採決したんや」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 何。

14 番（矢内作夫君） 前はね、議長の場合は採決したんと違うんですか。

議長（山田弘治君） はい、異議がありましたので採決を採ります。  
大下吉三郎君の辞職を許可することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 採決の結果、12 対 7 で、副議長の辞職を許可することが決定をいたしました。  
大下吉三郎君の入場を願います。

〔大下君 入場〕

議長（山田弘治君） ただ今、副議長が欠員となりました。  
暫く休憩をします。

午後 0 3 時 3 5 分 休憩

午後 0 3 時 5 0 分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

---

#### 追加日程第 2 . 選挙第 2 号 佐用町議会副議長の選挙の件

議長（山田弘治君） 佐用町議会副議長の選挙の件を、日程の順序を変更し、選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしの声、もとえ、ご異議ないと認めます。  
副議長の選挙は、投票により行います。

それでは、副議長の選挙を行います。  
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（山田弘治君） 　　ただ今の出席議員は21名であります。  
　　お諮りをいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2名を決めたいと思います。開票立会人は議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　ご異議ないと認めます。よって、議長より指名をいたします。  
　　20番、吉井秀美君。21番、鍋島裕文君。以上の両君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。  
　　なお事前に、立候補の周知をしておりますので、全議員が被選挙人となることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。  
　　これより投票用紙を配ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　はい。

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 　　暫く休憩いたします。

午後03時52分 休憩

-----  
午後03時53分 再開

議長（山田弘治君） 　　会議を再開いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（山田弘治君） 　　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） 配付漏れはないと認めます。  
投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（山田弘治君） 異常なしと認めます。  
これより副議長の選挙を行います。念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、投票順を呼ばさせていただきます。  
1番、石堂議員。

〔1番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2番、新田議員。

〔2番 新田俊一君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3番、片山議員。

〔3番 片山武憲君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4番、岡本義次議員。

〔4番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 5番、笹田議員。

〔5番 笹田鈴香君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 6番、金谷議員。

〔6番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 7番、松尾議員。

〔7番 松尾文雄君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 8番、井上議員。

〔8番 井上洋文君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 9番、敏森議員。

〔 9 番 敏森正勝君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 10 番、高木議員。

〔 10 番 高木照雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、山本議員。

〔 11 番 山本幹雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、大下議員。

〔 12 番 大下吉三郎君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、岡本安夫議員。

〔 13 番 岡本安夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、矢内議員。

〔 14 番 矢内作夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、石黒議員。

〔 15 番 石黒永剛君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、山田議員。

〔 17 番 山田弘治君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、平岡議員。

〔 18 番 平岡きぬ系君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 19 番、森本議員。

〔 19 番 森本和生君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 20 番、吉井議員。

〔 20 番 吉井秀美君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 21 番、鍋島議員。

〔 21 番 鍋島裕文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 22 番、西岡議員。

〔22 番 西岡 正君 投票〕

議長（山田弘治君） 投票漏れはありますか。  
投票漏れはないと認めます。  
投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

議長（山田弘治君） これより開票を行います。  
開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（山田弘治君） 選挙の結果を報告いたします。  
大下吉三郎君 10 票。森本和生君 5 票。鍋島裕文君 5 票。矢内作夫君 1 票。以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、大下吉三郎君が副議長に当選をされました。  
ただ今、副議長に当選されました大下吉三郎君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、大下吉三郎君に当選の告知をいたします。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔大下君「議長」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 大下吉三郎君の副議長就任のあいさつを受けます。

〔大下君「就任のあいさつじゃないがな」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） そう違うん。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

〔山本君「あんた、選任されたのに、そないなこと言うたらあかんは」と呼ぶ〕

〔「そりゃ、言うたらあかんはな」と呼ぶ者あり〕

〔山本君「なあ、そないなこと言うたら、皆が、お前、いうても入れてくれたんやぞ」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 前へ来てください。

副議長（大下吉三郎君） 失礼します。非常に、今朝から、大変な論議がなされて、この1つの請願というものに対して、議会 21 名が、いかに今まで論議をしてきたか。その論議の成果が、今日、はっきりと否決になり、本当に、あの、町民、7,425 という1つの中で、すね、私は、そのことに対し、副議長を辞するというのを、今、お願いを申し上げて、皆さんに諮ったところではありますが、再度、このような、また副議長としてやれということでもありますけれども、私の今、脳裏、胸の内はですね、非常に複雑化しております。本当に、このことが真に副議長としてやれと言うのであれば、やります。ただしながら、これを機会にですね、本当に議会が一丸となることができるかどうか、非常に不安に思っています。そのようなことからして、今後、いろいろな過程があるかと思っておりますけれども、お互いに覚悟を決めて、本当に佐用町のために、われわれ 21 人が、来年の4月までお互いに頑張るということを、ここで誓い合えと、誓い合っていきたいと思っております。

そのためには、本当に、一人一人のエゴを出すべきではない。何か、問題があれば、お互いに議長に相談し、副議長に相談し、それぞれの委員会の中で、きちっとした論をもって提案すべきである。と私は、思っております。

私は、本当に初代の副議長として、合併後初代の副議長として6カ月間させていただき、また、この3年目に、また、副議長として、また3回目、また副議長として、本当に、このようなことがあってはいいのかな。悪いのかなと、私は、思っております。

やはり、変えるべきことは、きちっと変えて、新しい体制でもっていくというのが、本来ではないかな。このように思っております。

愚痴になりますけれども、これから、残された期間、一緒にやっていくためには、お互いが、自分の気持ちをはっきり出し合い、やっていかなければ、この議会が運営できない、このように思っております。そのためには、一肌、二肌、お互いが、肌を脱ぎ頑張りたいと、このように私は、思っておりますので、ご協力を願えるのなら、そのようにして、今後全うしていきたいと、このように思います。ひとつよろしくお願いします。

以上です。

〔拍 手〕

議長（山田弘治君） 副議長のあいさつは終わりました。

議席の変更について、お諮りをいたします。議席 17 番に、西岡 正君に。議席 22 番に、私、山田に変更します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ございませんので、そのように決めます。

---

議長（山田弘治君） 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りをいたします。今期臨時会に付議された案件は、終了いたしましたので、閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、第 29 回佐用町議会臨時会を、これをもって閉会をいたしたいと思います。

冒頭にも申し上げましたように、非常にまあ、想像もできない状態の中で議長を受けることになりました。今後、先ほども、副議長が申しておりましたように、皆さんと一体になりながら、今後、更に、頑張っていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、町長あいさつ。

町長（庵逄典章君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本当に、長時間、どうもお疲れ様でございました。

今、新議長もお話のように、突然のですね、西岡議長の辞任ということで、そういう予期しなかった展開に、非常に私も驚いたところでございます。

ただ、この中で、また新しい議長として、今、山田議長が、就任をされました。山田議長におかれましてはですね、就任、本当におめでとうでございます。

非常に、今、経済状況も厳しい状況の中で、今日、議決をいただきました、補正予算等経済対策をですね、町を挙げてですね、しっかりと行っていかなきゃいけない、大変厳しい時期でございます。議長の指導力、また議長の大きな力をいただきましてですね、行政運営が、佐用町が安定した運営ができますように、ひとつどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

また、前の西岡議長におかれましてはですね、新佐用町の発足以来ですね、非常にまあ、佐用町として一番、基盤をつくる大変安定した行政運営を行っていくべき基盤をつくる大事な時にですね、議長として、本当に大きな指導力を発揮いただきまして、ご尽力をいただきましたことを、改めて、お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後とも、新議長のもとですね、議会が、それぞれの立場で、また議会としてですね、佐用町の発展のために、議員の皆さん方のご活躍とご尽力を、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本日は、誠に、ありがとうございました。

議長（山田弘治君） これでもって、臨時会を終わりたいと思います。

---

午後 0 4 時 0 8 分 閉会

---